

第3期 石川の教育振興基本計画

～ 未来を拓く 心豊かな人づくり ～

中間まとめ（案）

石川県教育委員会

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
第2章 社会の動向と教育をめぐる現状	3
1 社会の動向と課題	
2 教育をめぐる現状と課題	
第3章 石川県がめざす教育の姿	13
1 基本理念	
2 めざす人間像	
3 基本目標	
4 計画の体系	
第4章 施策の方針と主な取組	20
基本目標1 いしかわに誇りと愛着を持ち、世界と地域に貢献する人材を育成します	20
方針1-1 ふるさと石川に対する誇りと愛着の醸成	
方針1-2 地域の活性化に貢献できる人材の育成	
方針1-3 イノベーションを担う人材の育成	
方針1-4 グローバル人材の育成	
方針1-5 地元の企業や大学と連携した人材の育成	
基本目標2 学力を高め、社会の変化に対応できる資質・能力を育成します	30
方針2-1 確かな学力の育成	
方針2-2 GIGAスクール構想の実現による学びの質の向上	
方針2-3 コミュニケーション能力など実社会で必要とされる資質・能力の育成	
方針2-4 キャリア教育・職業教育の充実	
方針2-5 幼児教育の充実	
方針2-6 特別支援教育の充実	
方針2-7 特別な教育的支援が必要な児童生徒に対するサポートの充実	
基本目標3 豊かな心と健やかな体を備えたタフな人づくりを推進します	48
方針3-1 心の教育・道徳教育の充実	
方針3-2 人権教育の推進	
方針3-3 いじめ・不登校等への取組の充実	
方針3-4 体験活動の充実	
方針3-5 文化・芸術活動を通じた豊かな感性の育成	
方針3-6 児童生徒の体力・運動能力の向上	
方針3-7 学校保健の充実・食育の推進	
方針3-8 防災教育・安全教育の推進	

基本目標 4	信頼される質の高い学校づくりを推進します	6 2
方針 4-1	新型コロナウイルス感染症と共生していく学校運営	
方針 4-2	キャリアステージに応じた「いしかわ型教員研修体制」の充実	
方針 4-3	優秀な教員志望者の確保と養成	
方針 4-4	学校の組織的な対応力の向上	
方針 4-5	多様なニーズに応える学校づくりの推進	
方針 4-6	教職員の多忙化改善の推進	
方針 4-7	教育環境の整備・充実	
方針 4-8	建学の精神を尊重した私学の振興	
基本目標 5	高等教育機関の集積を活かした「学都石川」の魅力向上を推進します	8 0
方針 5-1	高等教育機関の「学び」の環境の充実	
方針 5-2	高等教育機関による「地域の活性化」の推進	
方針 5-3	県立の2大学における人材育成・地域貢献の推進	
基本目標 6	社会全体で家庭や地域の教育力の向上を推進します	8 4
方針 6-1	学校・家庭・地域が一体となって取り組む体制づくり	
方針 6-2	家庭の教育力の向上	
方針 6-3	地域の教育力の向上	
基本目標 7	生涯にわたり学び続ける環境づくりを推進します	9 0
方針 7-1	生涯にわたる学習の推進	
方針 7-2	社会教育の奨励・振興	
方針 7-3	石川の新たな「知の殿堂」としての県立図書館の整備	
基本目標 8	ライフステージに応じたスポーツ活動を充実します	9 6
方針 8-1	生涯にわたるスポーツ活動の振興	
方針 8-2	競技スポーツの振興	
方針 8-3	スポーツを通じた地域活性化	
第5章	計画の実現に向けて	1 0 4
1	計画の周知・広報	
2	地域社会全体の連携・協働	
3	計画の進行管理	

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本県では、平成23年1月に「石川の教育振興基本計画」、平成28年3月に「第2期石川の教育振興基本計画」を策定し、小中学校の学力向上の中長期的指針となる「いしかわ学びの指針12か条」に基づく確かな学力の育成や、未来への飛躍を実現する人材育成のための「高等学校『学びの力』向上アクションプラン」に基づく、校種の特性や生徒の学力に応じたきめ細かな学力向上対策など、計画の基本理念である「未来を拓く心豊かな人づくり」の具現化に向けた取組を進めてまいりました。

また、いじめの社会的問題化、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の増加、教員の世代交代などの課題に対応するほか、第2期計画策定以降、教職員の多忙化など顕在化した課題に対しても取組を進めているところであります。

第2期計画の計画期間が終期を迎えようとしている今、これからの社会を見通すと、AI（人工知能）やビッグデータ、IoTといった先端技術が高度化して、あらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0時代が到来しつつあり、社会の在り方そのものが劇的に変わるとされております。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、その甚大な影響は、私たちの生命や生活のみならず、社会、経済、私たちの行動・意識・価値観まで多方面に波及しつつあります。この影響は広範で長期にわたるため、感染収束後の「ポストコロナ」の世界は、新たな世界、いわゆる「ニューノーマル」に移行していくことが求められております。

このように、目まぐるしく変化するこれからの社会を生き抜くためには、子供たちに確かな学力を身に付け、一人一人が多様な個性と能力を伸ばし、主体的に人生を切り拓いていく力と、他者と共に支え合い、高め合いながら、新たな価値を創造していく力が求められます。

こうしたことから、本県の教育に関する基本的な計画として、「第3期石川の教育振興基本計画」を策定することにしました。

現在の第2期計画は、石川県新長期構想における教育に関する分野としての性格を有しており、第3期計画は、新長期構想の目標年次が令和7年度であることを踏まえ、計画期間は令和7年度までの5か年とするとともに、現計画の「基本理念」、「めざす人間像」、「基本目標」といった基本的な考え方は継承しつつ、現計画策定以降の状況の変化を踏まえ、本県教育の目指す姿と施策の展開の方向性を示しております。

2 計画の位置づけ

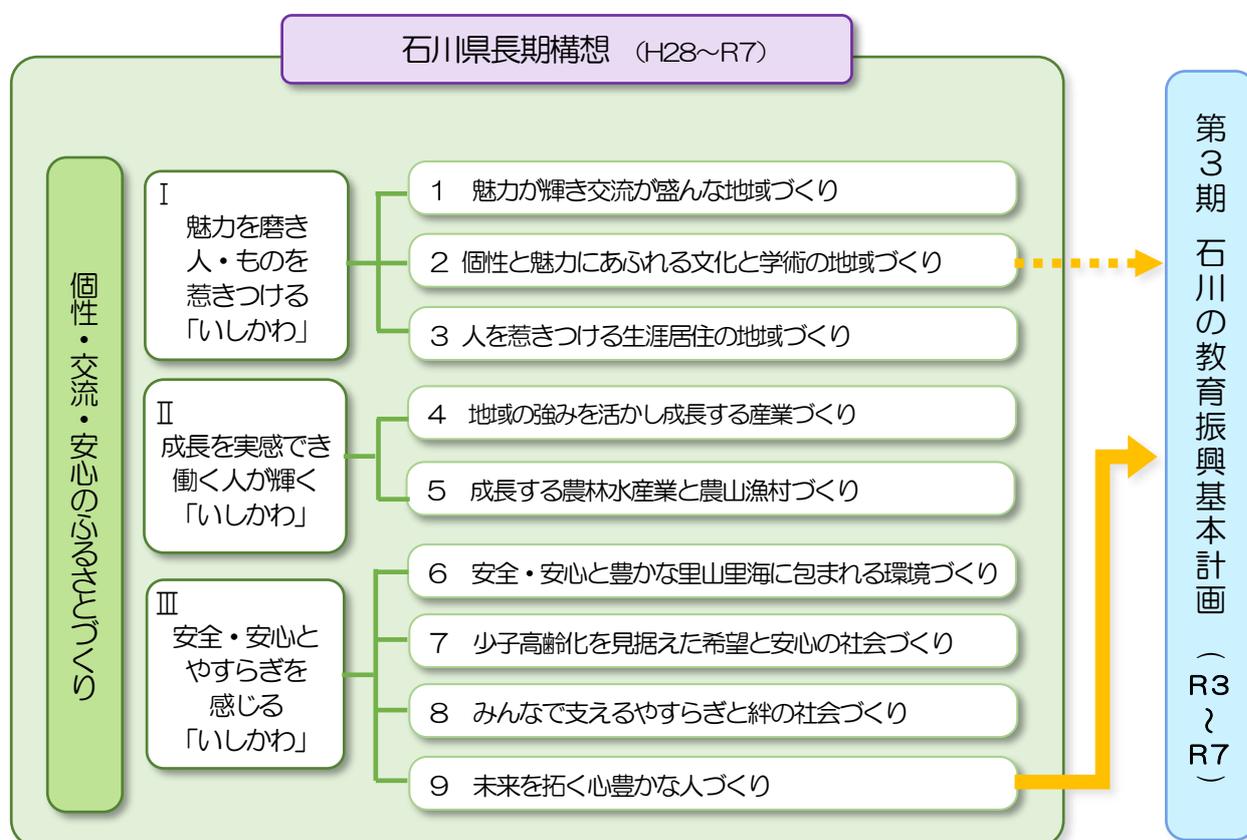
この計画は、教育基本法第17条第2項に基づく地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画とします。

また、県政運営の長期的かつ総合的な基本指針である「石川県長期構想」における教育に関する分野としての性格を有します。

《教育基本法》

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。



3 計画の期間

計画の期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

第2章 社会の動向と教育をめぐる現状

1 社会の動向と課題

【新型コロナウイルス感染症の感染拡大】

新型コロナウイルス感染症は世界的な流行となり、国内では感染拡大防止のため、令和2年3月、全国的に学校の臨時休業措置が取られ、同年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が行われました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う甚大な影響は、私たちの生命や生活のみならず、学校教育を含む社会経済活動など、多方面に波及しつつあり、国内外の感染状況を見据えると、長期的な対応が求められています。

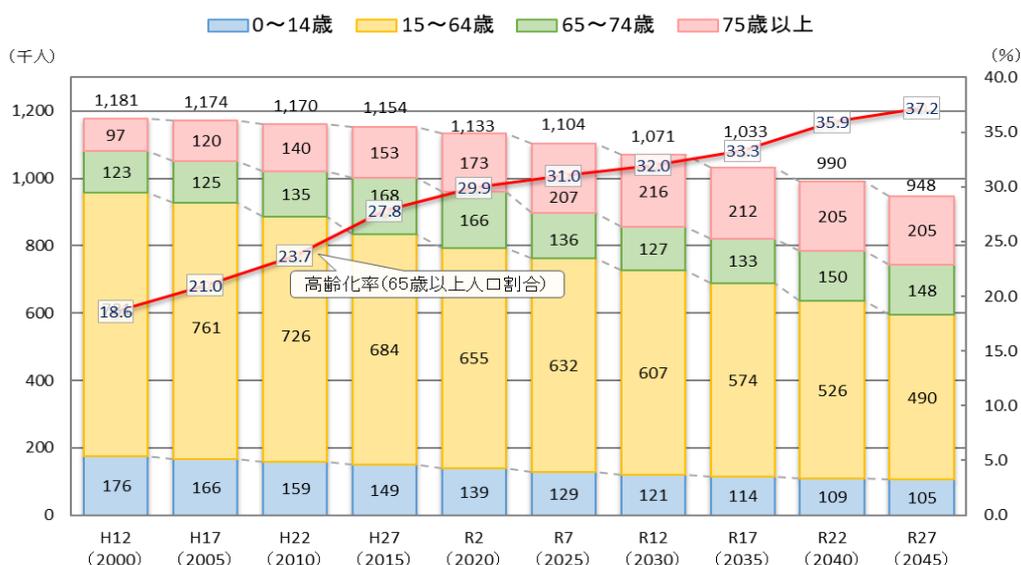
【地 域】

■ 人口減少、少子高齢化の進行と地方創生の推進

現在、我が国は超高齢社会を迎えるとともに、人口が継続的に減少する人口減少社会に入っています。このまま少子化に伴い人口減少が続くと、生産年齢人口の減少、国内市場の縮小、地域活力の低下など、様々な弊害が予想されることから、人口減少の克服と地方創生が、国・地方を通じた大変重要な課題となっています。

本県の人口は、平成17（2005）年国勢調査で初めて減少に転じ、平成27（2015）年国勢調査で115.4万人となっており、令和27（2045）年には94.8万人となると推計されています。本県では、「第2期いしかわ創生総合戦略」（令和2年3月策定）に基づき、石川への人の流れをつくる社会減対策と、結婚、妊娠・出産、子育てへの支援といった自然減対策の両面から、地方創生に向けた取組を推進しています。

石川県の人口推計と高齢化率の推移



平成12～27年の数値は、国勢調査による数値(棒グラフ上部の県総人口には、年齢不詳者を含む)。
令和2年以降の数値は、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』(平成30年3月推計)による推計値。

■ 北陸新幹線の県内全線開業など

平成27年3月の北陸新幹線金沢開業により、本県を訪れる観光客の数は大きく増加し、ホテル・旅館・飲食店などはもとより、様々な分野で本県の活性化につながっています。令和2年度には金沢港クルーズターミナル、国立工芸館、金沢城公園の鼠多門・鼠多門橋が相次いで完成・供用し、これらを最大限活用した交流人口の更なる拡大を図るとともに、今後の北陸新幹線県内全線開業も見据え、石川の魅力の発信や「おもてなし」の向上など、開業効果の維持・発展に向けてのさらなる取組が求められています。

【産 業】

■ 急速な技術革新

2030年頃には、第4次産業革命といわれるIoTやビッグデータ、AI等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society 5.0）の到来が予想されています。このような技術革新の進展により、今後10～20年後には日本の労働人口の相当規模が技術的にはAIやロボット等により代替できるようになる可能性が指摘されている一方で、これまでになかった仕事が新たに生まれることが考えられています。

■ イノベーション創出に関する国際競争の激化

人々の価値観が多様化し、経済のグローバル化が進む中、科学技術イノベーションに関する国際競争が激化しています。技術革新や社会・制度の変革などを通じて新たな価値を創造し、社会におけるイノベーションを牽引する人材の育成が求められています。

【暮らし】

■ 社会全体のICT化の加速

スマートフォン、タブレット端末、ソーシャルメディア、クラウド等の急速な普及は、私たちのライフスタイル・ワークスタイルに変化をもたらし、情報関連のみならず、様々な分野において新たなサービスの創出などICTを利活用した取組が進んでいます。

■ グローバリゼーションの進展

人・モノ・金・情報などが地球規模で行き交い、経済をはじめ政治や文化など、様々な分野においてグローバル化が急速に進展している中、国籍・性別・年齢・価値観などの違いによる人々の多様性を受容し、国際的な視野をもった人材の確保が必要とされています。

■ 地域のつながりの希薄化

都市化や過疎化の進行、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化を背景に、人と人とのつながりが希薄化し、地域社会での支え合いによるセーフティネット機能の低下が指摘されており、子供の規範意識や人間関係を築く力の低下といった教育上の問題の一因にもなっています。

■ 一人暮らし高齢者と子育て家庭の社会的孤立化

核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化等により、一人暮らしの高齢者や身近な人から子育てを学ぶ機会の少ない親など、社会的に孤立する人々が顕在化しています。

■ 東京2020オリンピック・パラリンピック開催に伴うスポーツへの関心の高まり

東京2020オリンピック・パラリンピック開催決定を契機に、人々のスポーツに対する関心が高まっており、競技スポーツの競技力向上はもとより、年齢や性別、障害の有無を問わず、より多くの人々がスポーツの楽しさや感動を分かち合うことができる絶好の機会となっています。

また、国際交流の推進のほか、事前合宿誘致や観光PRなどにより、地方の活性化にも期待が高まっています。

■ 防災・安全に対する意識の高揚

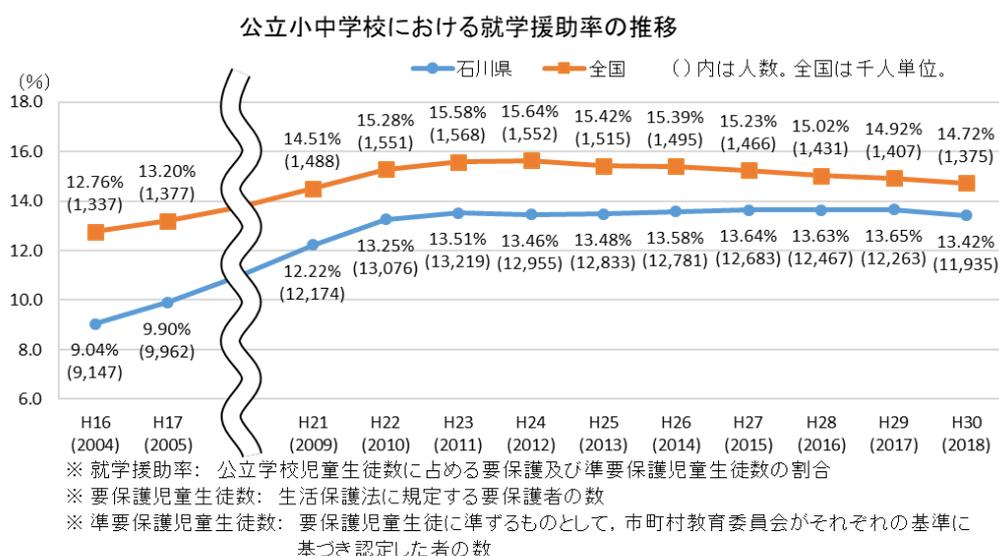
東日本大震災をはじめ、近年は、台風や豪雨による河川の氾濫や土砂崩れ、火山噴火などの自然災害が多発し、更には登下校中の児童生徒の交通事故の発生などを背景に、人々の防災・安全に対する意識が高まっています。

また、弾道ミサイルの発射やテロへの対応など、新たな危機事象への対応が求められています。

■ 所得格差の拡大と子供の貧困率の悪化

子供の相対的貧困率は、1990年代半ば頃から上昇傾向にあり、経済的理由により、就学困難と認められ就学援助を受けている小学生・中学生の割合は、近年、全国では14%台、本県では13%台と高止まりしています。

家庭の経済的理由により修学が困難となり、そのことが就職などにも影響し、生まれ育った家庭と同じように経済的に困窮する「貧困の連鎖」が危惧されています。



■ ワークライフバランスへの関心の高まり

個人の価値観やライフスタイルの多様化により、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）が重視される時代となっており、出産・育児や介護だけでなく、自己啓発や地域活動など、仕事以外の時間をいかに創造的かつ生産的に過ごすかということが重要視されてきています。

■ 選挙権年齢の引き下げ、成年年齢の引き下げ

公職選挙法等の改正により選挙権年齢が満18歳以上へ引き下げられ、高校3年生の一部も選挙に参加することができるようになりました。また、民法改正により令和4年度から成年年齢も18歳に引き下げられ、18歳から一人で有効な契約ができるようになります。若者が、主権者の一人としての自覚を深めることを含め、自立した「大人」として振る舞えるようになることが期待されています。

2 教育をめぐる現状と課題

《 学校教育 》

【学 力】

■ 新しい学習指導要領の実施

新しい学習指導要領は、令和2年度から小学校、令和3年度から中学校において全面実施され、高等学校は令和4年度から年次進行で実施されることとなっています。

【新学習指導要領のポイント】

① 社会に関わった教育課程

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容を明確にしながら、社会との連携・協働によりその実現を図る。

② 育成を目指す資質・能力

どのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱に整理し、教育活動の充実を図る。

③ カリキュラム・マネジメント

児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、各学校が設定する学校目標を実現するために、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図る。

④ 主体的・対話的で深い学び

目指す資質・能力の育成が実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図る。

■ G I G Aスクール構想の実現

国は、小・中・特別支援学校（小・中学部）において児童生徒1人1台の端末を整備するとともに、小中学校や高等学校における高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するG I G Aスクール構想を策定しました。新型コロナウイルス感染拡大により、学びを保障する手段としての遠隔・オンライン教育に大きな注目が集まり、I C Tを活用した教育環境の整備が加速しました。G I G Aスクール構想の実現により、これからの学校教育を大きく変化させ、学びの質を向上させることが期待されています。

■ 持続可能な開発目標（SDGs）などを踏まえた教育の推進

国際連合が平成27年に設定した持続可能な開発目標（SDGs）などを踏まえ、自然環境や資源の有限性、貧困、イノベーションなど、地域や地球規模の諸課題について、子供たち一人一人が自らの課題として考え、持続可能な社会づくりにつなげていく力を育むことが求められています。

■ 幼児教育の重要性の高まり

近年、幼児期の教育がその後の学力や運動能力に与える影響や、大人になってからの生活への影響に

関する研究が進展しており、幼稚園や保育所、認定こども園の区分や設置主体の違いに関わらず、全ての子供が健やかに成長できるよう、幼児期から質の高い教育を提供することの重要性が高まっています。

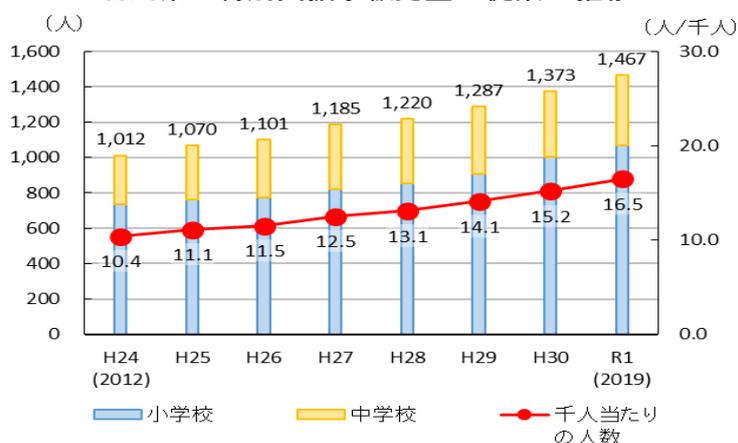
【子供】

■ 特別な教育的支援を必要とする児童生徒の増加

特別支援学校や小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒、通級指導教室で指導を受ける児童生徒が増加しており、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応える特別支援学校等の専門性の向上が求められています。

また、通常の学級においても、発達障害をはじめ、広い範囲で学習面や行動面、対人関係などに困難さがあるため、特別な教育的支援が必要であると判断された児童生徒は、令和2年度の本県小中学校には約5.4%在籍しているとの調査結果もあり、適切な指導・支援が必要となっています。

石川県の特別支援学級児童生徒数の推移

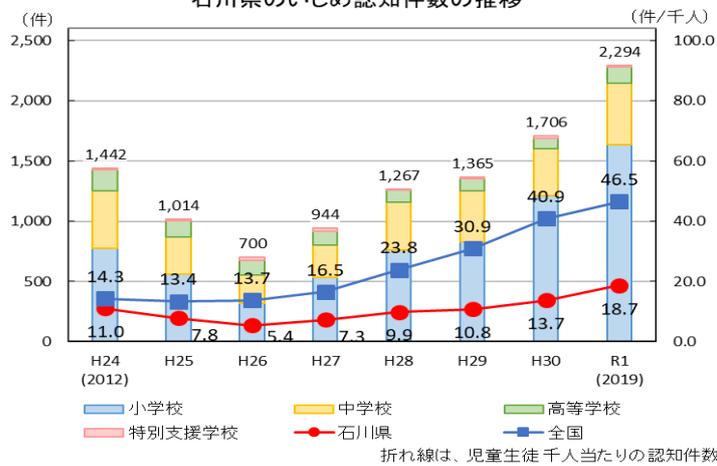


※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程を含む。

■ いじめ問題の深刻化

いじめ防止対策推進法の施行後も、全国的に増加傾向にあり、本県も同様な状況となっています。いじめは今なお大きな社会的な問題となっており、引き続き、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向け、さらなる学校の組織的な対応が求められています。

石川県のいじめ認知件数の推移

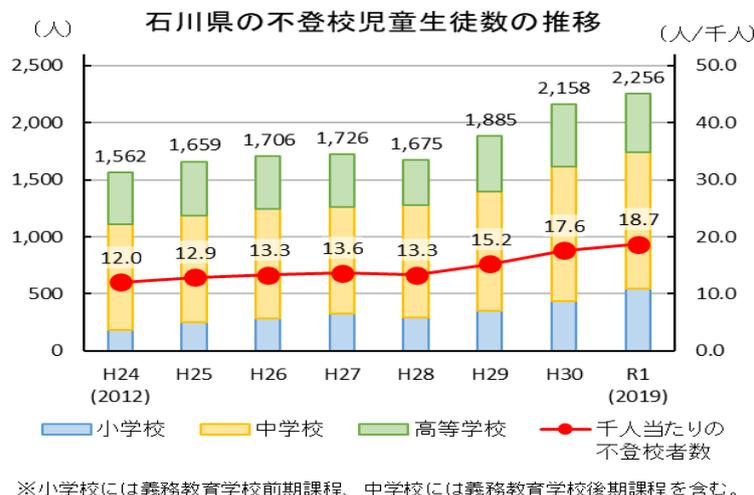


※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程を含む。

■ 不登校の児童生徒の増加

不登校の児童生徒数は全国的に平成25年度から増加傾向にあり、本県においても同様な状況となっています。

不登校になった児童生徒に対するケアを講じているところですが、未然防止に向けた取組がより一層求められています。



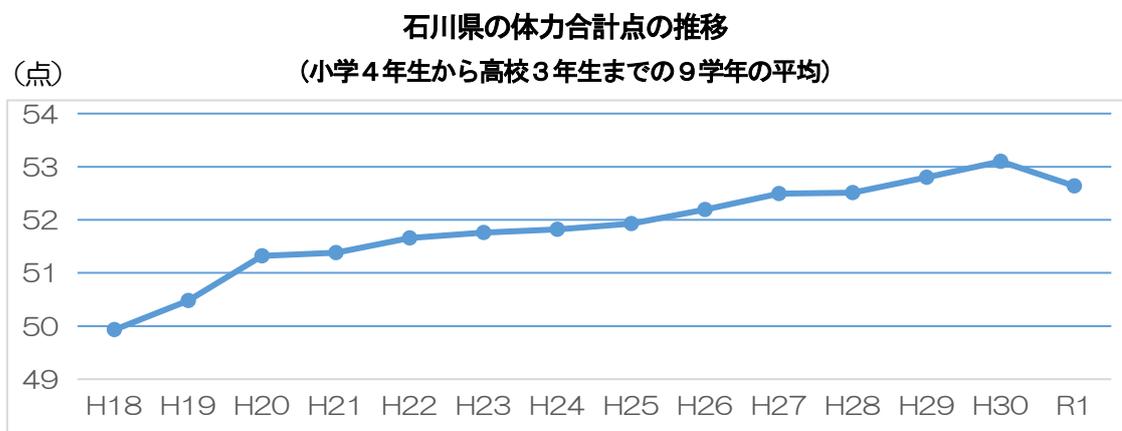
■ 子供の生活習慣の乱れ

ライフスタイルの多様化などにより、夜型生活による睡眠時間の不足や朝食の欠食など、「よく体を動かし、よく食べ、よく眠る」という基本的な生活習慣に乱れが見られ、学習意欲や気力・体力の低下の要因の一つとして指摘されています。

■ 子供の体力の傾向

本県の児童生徒の体力・運動能力は、小学4年生から高校3年生までの全ての児童生徒に対して調査を行うこととなった平成18年以降、様々な体力向上の取組により、上昇傾向を示しています。

文部科学省の「体力・運動能力調査」における全国との比較においても、本県の児童生徒は良好な結果を示しています。



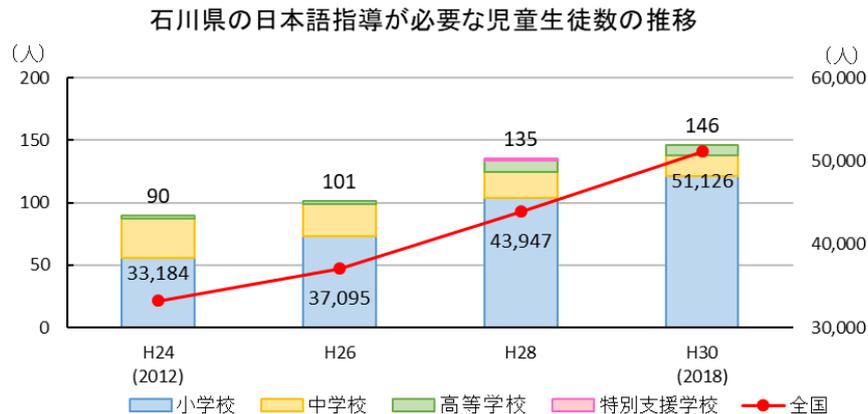
※「体力合計点」とは、各調査項目の記録を得点化し、8種目分を合計したもので、80点が満点となります。

■ 子供の体験活動の減少

都市化、少子化、電子メディアの普及、地域とのつながりの希薄化といった社会の変化などにより、子供たちの成長に必要な遊びや体験の場や「本物」に触れる機会が少なくなりつつあり、また、周りの大人がリスクを恐れて過保護となり、必要な体験活動の機会を奪っているとの指摘もされています。

■ 日本語指導が必要な児童生徒の増加

日本語指導が必要な外国人児童生徒等は、全国的に増加傾向にあり、本県においても同様な状況が見られます。

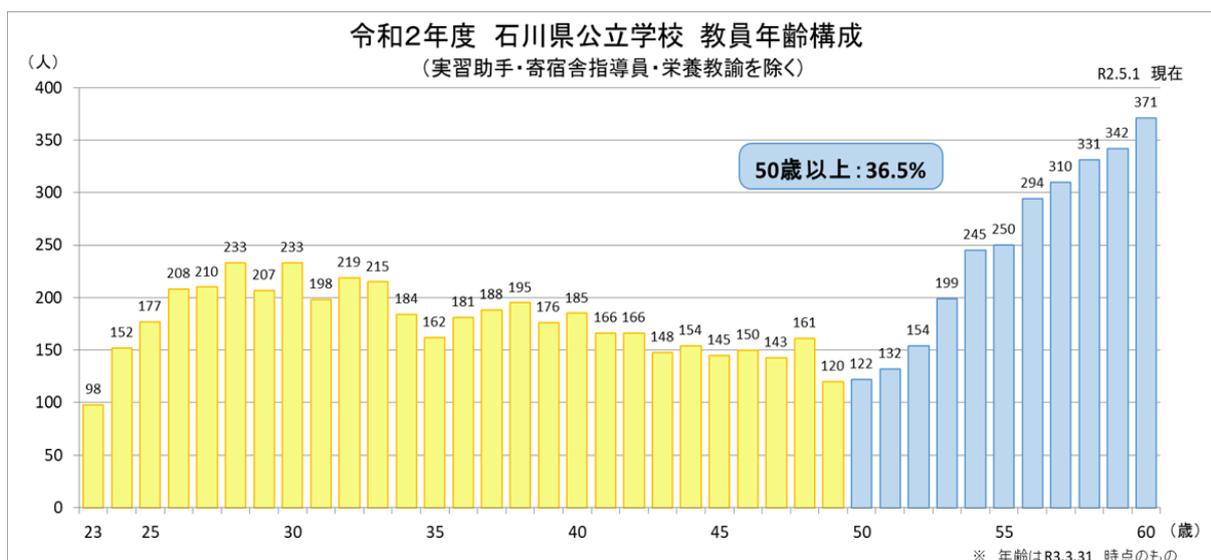


(出典) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」について
 ※ 平成24年度調査より2年ごとに調査を実施
 ※ 小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程を含む。

【 学校・教員 】

■ 教員の急激な世代交代

教員の大量退職・大量採用が続き、急激な世代交代が進んでいることから、即戦力となる優秀な教員の確保をはじめ、ベテランの指導力の継承と教員の専門性の向上が喫緊の課題となっています。



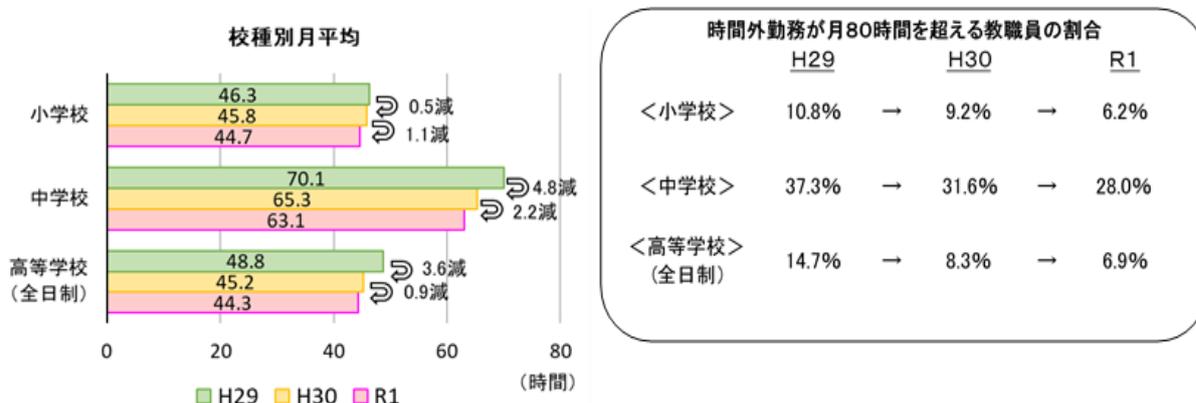
■ 学校現場における課題の複雑化・多様化

いじめ・不登校等の増加、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応、保護者や地域との関係づくりなど、教員個々の力量や経験だけでは対応しきれない事案が増加していることから、学校内の各組織が連携・協働し、専門スタッフ・外部人材も活用した「チーム学校」として組織的に対応していくことがこれまで以上に求められています。

■ 教職員の多忙化

教職員の勤務状況については、いわゆる「過労死ライン」とされる月80時間を超える時間外勤務を行った者が多数いるなど、看過できない多忙な状況が明らかになっています。学校現場は教職員の情熱と献身的な努力に支えられている面が多々あり、こうした多忙な勤務状況を見直さなければ、教職員が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損ない、子供たちと真摯に向き合うことが出来なくなり、更には教職員を志望する優秀な人材の確保が困難になることが危惧されています。

時間外勤務時間に関する年度比較 (各年度3月を除く11カ月での比較 ※R1年度3月における約1カ月間の全学校臨時休業のため)



■ 運動部活動における専門的な指導者の不足

豊富な経験と専門的な知識や技能を持って運動部活動を指導していた多くの教員が定年退職を迎えていることから、運動部活動における専門的な指導力の低下が懸念されています。

■ 体罰の根絶に向けて

部活動顧問の教員による体罰を苦に高校生が自殺した平成24年(2012年)12月の事件をきっかけに教員の体罰が社会問題化しました。国の調査によれば、平成26年度以降、体罰により懲戒処分等を受けた教員は減少していましたが、平成30年度には微増しました。教育現場に依然として残る体罰の根絶に向けて、教員が体罰によらず生徒を指導する力を身に付けるための研修など、継続的な取組が必要です。

《 社会教育 》

■ 家庭教育支援の必要性の増大

核家族やひとり親家庭の増加等の家族形態の変容により、親が身近な人から子育ての仕方を学ぶ機会が少なくなり、子育てに不安を抱えるなど、家庭の教育力の低下が懸念されています。

また、児童虐待など、家庭をめぐる問題も深刻化しており、社会全体で家庭教育を支援していくことが必要となっています。

■ 地域の教育力の低下

都市化や過疎化の進行、価値観やライフスタイルの多様化等を背景に、地域における人のつながりや支え合いが希薄となり、地域で子供を育てるといった意識が薄れていくことによる地域の教育力の低下が指摘されています。こうした中、子供たちを健全に育成していく上で、学校・家庭・地域が一体となって取り組むことが求められています。

■ 地域における活動の停滞

個人生活の充実などを大切にする傾向にある今日、地域における人のつながりや支え合いの意識が次第に薄れ、地域の活力の停滞を招いています。社会教育関係団体においても、活動への参加者が減少し、その役割を十分に果たすことができない状況が見られます。このため、住民の主体的な参加を促すことはもとより、NPOや企業など様々な機関・団体等が連携して、地域活動の活性化に取り組む必要があります。

第3章 石川県がめざす教育の姿

1 基本理念

未来を拓く 心豊かな人づくり

国際化や科学技術の進展、産業や経済構造の高度化、価値観やライフスタイルの多様化など、社会は急速に変化しており、本県の文化や伝統を大切にしながら、この新しい時代をたくましく生きる力を身に付けることが重要です。

このため、生涯にわたる学習やスポーツ活動により、心身ともに健やかで、心豊かな人づくりをめざすとともに、一人一人の個性や適性に応じたきめ細かな教育を推し進め、基礎的・基本的な知識・技能はもとより、自ら学び、課題を見付け、解決できる力を身に付けた、未来を切り拓こうとする気概あふれる積極果敢な人づくりをめざします。

2 めざす人間像

ふるさとに誇りを持ち、広い視野に立って社会に貢献する人間

情報化や国際化の進展、経済のグローバル化や産業構造の転換など、時代や社会がますます急激に変化していることから、新しい事態に柔軟に対応するための資質や能力が求められています。

その一方で、国と地方が総力をあげて「地方創生」に取り組む今日、自らの住む地域の伝統や文化を大切に、住みよいまちづくりに積極的にかかわることも重要です。

このため、自らの住むふるさとの自然や歴史・伝統・文化に学び、ふるさとを愛し、ふるさとに誇りを持つとともに、それを通して日本人としての自覚を深め、広い視野に立って活躍できる人間であることが求められます。

生涯学び続ける意欲に満ち、確かな学力を身に付け、個性や創造性に富む人間

これからの社会では、多様な価値観やライフスタイルが認められると同時に、人々がその個性や創造性を存分に発揮して活力ある社会をつくり上げることが求められています。

このため、生涯学び続ける意欲に満ち、基礎的・基本的な能力を培いながら、自ら学び、自ら考え、それらを総合し、主体的に判断する力を身に付けることを基盤として、自らの資質を生かし、個性や創造性を更に伸ばすことのできる人間であることが求められます。

責任とモラルを重んじ、人を思いやる心豊かな人間

今日の社会は、多様な人生観や価値観を持つ人々から成り立っており、また、グローバル化の進展に伴い、人種、文化、言語等の異なる人々が互いに大きな影響を与え合うようにもなっています。

このため、社会のルールやモラルを重んじつつ、自らの課題の解決に向け積極果敢に行動し、その結果に責任を持つとともに、互いに相手を理解し、敬意と思いやりをもって接することのできる自律的で心豊かな人間であることが求められます。

健康や体力の増進に努める、活力ある人間

充実した人生を送るためには、心と身体がともに健康であることが重要です。少子高齢化、核家族化、環境問題の深刻化などが一層進んでおり、また、人々の生活様式も多様化していることから、一人一人が自分の健康や体力を管理し、その保持増進に努める必要があります。

このため、健康に配慮した生活習慣を身に付け、運動やスポーツに積極的に取り組むとともに、安全で快適な生活環境づくりを進める人間であることが求められます。

3 基本目標

基本理念を実現するため、次の8つの基本目標を掲げ、施策を展開します。

基本目標1 いしかわに誇りと愛着を持ち、世界と地域に貢献する人材を育成します

ふるさと石川の伝統と文化を尊重し、郷土を愛する心を持って、石川の魅力を広く伝えることができる力を養うとともに、地元の企業や大学等と連携した取組を通して、独創性を持って新たな価値を創造する力やチャレンジ精神、幅広い視野でグローバル化に対応できる力を身に付け、ものづくりや観光など地域産業をはじめとする社会の様々な分野を牽引し、地域の活性化に貢献できる人材を育成します。

基本目標2 学力を高め、社会の変化に対応できる資質・能力を育成します

基礎的・基本的な知識・技能はもとより、思考力・判断力・表現力や自ら課題を発見し、主体的に解決する力を含めた確かな学力を身に付けさせるとともに、GIGAスクール構想の実現による学びの質の向上を図ります。

また、キャリア教育や幼児教育、特別支援教育の充実を図り、子供たちが社会的に自立して生きていくための基礎となる力や創造性を育みます。

基本目標3 豊かな心と健やかな体を備えたタフな人づくりを推進します

生命を大切にできる心や他人を思いやる心、善悪の判断といった規範意識を養うため、道徳教育を充実するとともに、いじめや不登校などに対し、学校全体で解決に取り組む体制づくりを促進します。

また、体験活動、文化・芸術活動を通して豊かな情操を育むとともに、健康づくりや体力づくりを推進するとともに、子供たちの安全・安心の確保に取り組み、心身ともに健全な子供たちの育成を図ります。

基本目標4 信頼される質の高い学校づくりを推進します

新型コロナウイルス感染症については、今後も長期的な対応が求められる中、「新しい生活様式」を踏まえ、感染症対策を講じつつ、子供たちの健やかな学びを保障するための取組を進めます。

また、教員の大量退職・大量採用による急激な世代交代を踏まえ、即戦力となる優秀な人材の確保と教員の指導力や専門性の向上を図るとともに、学校が抱える教育課題が複雑化・困難化する中、学校の組織的な課題対応力の強化を図ります。

教職員の長時間勤務が大きな課題となる中、子供たちと向き合う時間を十分確保するため、教職員の多忙化改善に向けた取組を進めます。

多様な学習形態に対応できる教育環境の整備や、学校の特色を生かした取組を通して、子供たちや

保護者に信頼され、質の高い教育を提供できる学校づくりを推進します。

基本目標5 高等教育機関の集積を活かした「学都石川」の魅力向上を推進します

大学コンソーシアム石川の活動を支援し、「学都石川」として県内全ての高等教育機関の魅力づくりと発信を推進します。

また、地域の活性化に向けて、高等教育機関と地域が一体となった取組を推進するとともに、地域の課題解決に主体的に向き合うことができる人材や、グローバルな感覚を持ち、国際的に活躍することができる次世代の石川の担い手を育成します。

基本目標6 社会全体で家庭や地域の教育力の向上を推進します

全ての教育の出発点である家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育相談体制の充実や、学校と地域の人々・団体などが連携して家庭教育を支援する体制づくりを進めるとともに、地域の人材による学習活動や体験活動などを通じて、学校と地域の人々との交流を深め、地域の教育力の向上を図るなど、学校・家庭・地域が連携・協力した社会全体での教育力向上に向けた取組を推進します。

基本目標7 生涯にわたり学び続ける環境づくりを推進します

県民一人一人が、様々な機会を通じて学びを深め、その成果を社会で活かし、自己充実感を持って幸福に生きていくことができる社会の実現に向け、学び手の多様なニーズや時代の変化に対応した学習機会や情報を提供するとともに、新県立図書館の整備のほか、生涯学習関連施設の機能の充実を図ります。

基本目標8 ライフステージに応じたスポーツ活動を充実します

県民の誰もが生涯にわたり気軽にスポーツに親しむことができるよう地域のスポーツ活動の支援やイベント等を充実するとともにスポーツ施設の充実など環境整備に努めます。

また、国際大会等で活躍できるアスリートの育成や専門的な指導者の養成等による競技力の向上に取り組むほか、スポーツを通じた交流人口の拡大や東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシーの活用等、スポーツを通じた地域活性化に取り組みます。

4 計画の体系

《 基本理念 》

《 めざす人間像 》

《 基本目標 》

未来を拓く心豊かな人づくり

ふるさとに誇りを持ち、広い視野に立って社会に貢献する人間

生涯学び続ける意欲に満ち、確かな学力を身に付け、個性や創造性に富む人間

責任とモラルを重んじ、人を思いやる心豊かな人間

健康や体力の増進に努める、活力ある人間

1 いしかわに誇りと愛着を持ち、世界と地域に貢献する人材を育成します

2 学力を高め、社会の変化に対応できる資質・能力を育成します

3 豊かな心と健やかな体を備えたタフな人づくりを推進します

4 信頼される質の高い学校づくりを推進します

5 高等教育機関の集積を活かした「学都石川」の魅力向上を推進します

6 社会全体で家庭や地域の教育力の向上を推進します

7 生涯にわたり学び続ける環境づくりを推進します

8 ライフステージに応じたスポーツ活動を充実します

《 施策の方針 》

- 1-1 ふるさと石川に対する誇りと愛着の醸成
- 1-2 地域の活性化に貢献できる人材の育成
- 1-3 イノベーションを担う人材の育成
- 1-4 グローバル人材の育成
- 1-5 地元の企業や大学と連携した人材の育成

- 2-1 確かな学力の育成
- 2-2 GIGAスクール構想の実現による学びの質の向上
- 2-3 コミュニケーション能力など実社会で必要とされる資質・能力の育成
- 2-4 キャリア教育・職業教育の充実
- 2-5 幼児教育の充実
- 2-6 特別支援教育の充実
- 2-7 特別な教育的支援が必要な児童生徒に対するサポートの充実

- 3-1 心の教育・道徳教育の充実
- 3-2 人権教育の推進
- 3-3 いじめ・不登校等への取組の充実
- 3-4 体験活動の充実
- 3-5 文化・芸術活動を通じた豊かな感性の育成
- 3-6 児童生徒の体力・運動能力の向上
- 3-7 学校保健の充実・食育の推進
- 3-8 防災教育・安全教育の推進

- 4-1 新型コロナウイルス感染症と共生していく学校運営
- 4-2 キャリアステージに応じた「いしかわ型教員研修体制」の充実
- 4-3 優秀な教員志望者の確保と養成
- 4-4 学校の組織的な対応力の向上
- 4-5 多様なニーズに応える学校づくりの推進
- 4-6 教職員の多忙化改善の推進
- 4-7 教育環境の整備・充実
- 4-8 建学の精神を尊重した私学の振興

- 5-1 高等教育機関の「学び」の環境の充実
- 5-2 高等教育機関による「地域の活性化」の推進
- 5-3 県立の2大学における人材育成・地域貢献の推進

- 6-1 学校・家庭・地域が一体となって取り組む体制づくり
- 6-2 家庭の教育力の向上
- 6-3 地域の教育力の向上

- 7-1 生涯にわたる学習の推進
- 7-2 社会教育の奨励・振興
- 7-3 石川の新たな「知の殿堂」としての県立図書館の整備

- 8-1 生涯にわたるスポーツ活動の振興
- 8-2 競技スポーツの振興
- 8-3 スポーツを通じた地域活性化

第4章 施策の方針と主な取組

基本目標1 いしかわに誇りと愛着を持ち、世界と地域に貢献する人材を育成します

《 施策の方針 》

1-1 ふるさと石川に対する誇りと愛着の醸成

- ふるさと石川に関する教材の活用推進
- 石川の文化や風土、産業などを活かしたふるさと教育の推進
- 地域と連携したふるさと体験学習の推進
- 子供が伝統文化・芸術に触れる機会の充実【後掲】

1-2 地域の活性化に貢献できる人材の育成

- 地域社会の一員として主体的に参画する態度の育成
- 地域に活力を与える企画力を備えた人材の育成
- 地元企業と連携した地域産業を支える人材の育成
- 県内の企業等と連携したキャリア教育の推進
- 時代のニーズに応じた職業教育の充実【後掲】

1-3 イノベーションを担う人材の育成

- 科学への関心を高める取組の推進
- 科学的スキルの獲得に向けた取組の推進
- 新たな価値を創造するクリエイティブな力の育成
- 情報活用能力の育成【後掲】
- 大学や企業等と連携した最先端の知識・技能の習得【後掲】

1-4 グローバル人材の育成

- 幅広い教養や国際的な視野の獲得
- 実践的な英語コミュニケーション能力の育成
- 小・中・高等学校を通じた英語教育の充実
- 金沢大学との連携などによる教員の英語力と指導力の向上
- 留学生や海外の学校との交流活動の推進
- 海外留学の促進
- 大学コンソーシアム石川等によるグローバル人材の育成【後掲】

1-5 地元の企業や大学と連携した人材の育成

- 大学や企業等と連携した最先端の知識・技能の習得
- 地元企業と連携した地域産業を支える人材の育成【再掲】

基本目標1 いしかわに誇りと愛着を持ち、 世界と地域に貢献する人材を育成します

施策の方針 1-1 ふるさと石川に対する誇りと愛着の醸成

現状と課題

- 本県ではこれまでに、「ふるさと」である石川県に関する教材を独自に作成し、学校の授業において効果的に活用するなど、ふるさと教育の充実を図ってきました。また、生涯学習センターにおいては、「ふるさとモット学び塾」を開講し、県民一人一人に、ふるさと石川の魅力を深く学ぶ機会を提供してきました。
- 本格的な人口減少時代の到来による地方創生に向けた動きが進む中、地域の活性化を実現するためには、地域の人々が、郷土に対する誇りと愛着を礎に、地域の発展に貢献する態度を育むことが大切です。
このため、いしかわの自然、歴史、伝統文化、産業に関する学びを通して、ふるさとの素晴らしさを理解し、ふるさとを愛する心や誇りに思う心を育む教育の推進が求められています。

主な取組

- ◆ **ふるさと石川に関する教材の活用推進**
郷土に対する誇りと愛着を持ち、将来、主体的に地域の活性化に貢献できる人材を育てるため、小中学校においては、いしかわ版道徳教材「ふるさとがはぐくむ 道徳いしかわ」や映像資料集、高等学校においては、石川版教科書「ふるさと石川」を授業で活用し、ふるさと教育を推進します。
- ◆ **石川の文化や風土、産業などを活かしたふるさと教育の推進**
 - ・ 地域の偉人や文化などについて、子供たちが主体的に学ぶ活動を、学校の教育活動の様々な場面で積極的に取り入れます。
 - ・ 風土や文化、産業、歴史など、地域に関する豊富な経験や知識を持つ地域の人々の協力を得ながら、本県固有の教育資源を活かしたふるさと教育を推進します。
- ◆ **地域と連携したふるさと体験学習の推進**
幅広い年齢の人々が、本県の文化や歴史、自然等について知識を深めることができるよう、生涯学習センター主催の「ふるさとモット学び塾」を県内全域で実施するほか、現地に赴いて直接体験する訪問型講座や小中学生を対象に金沢城など郷土を代表するテーマを深く掘り下げて学ぶ「子どもふるさと博士講座」を実施するなど、ふるさと体験学習の充実を図ります。

◆ 子供が伝統文化・芸術に触れる機会の充実【後掲】

(施策の方針3-5「文化・芸術活動を通じた豊かな感性の育成」に記載)

現状と課題

- 本県では、実社会で求められる企画力やチャレンジ精神を養う「産業界等と連携した専門人材の育成事業」や、「総合的な探究の時間」等において地域の課題を学び、その解決に向けて主体的に活動する地域をフィールドとした社会学習などにより、社会に貢献するために必要な資質・能力の育成に取り組んできました。
- 人口減少が進行する中、「第2期いしかわ創生総合戦略」においても、石川への人の流れをつくる社会減対策として、企業の多様な人材ニーズに応じた産業人材の確保・育成への支援や、地域企業と連携したキャリア教育の推進などに取り組んでいます。
- 地方創生の観点からも、地域社会を支える人づくりは、ますます重要となっており、地域社会の一員として主体的に参加する態度や地域に活力を与える企画力を備えた、地域の活性化に貢献できる人材の育成が求められています。
- また、社会が急速に変化する中、企業は新しい人材に即戦力を求めており、高校生が卒業後に社会で求められる役割が変化しています。このため、社会というリアルな場面で探究し企画する活動や、地域社会に参画する活動など、生徒が主体的に学び取っていく学習を学校全体で組織的に実現する必要があります。

主な取組

◆ 地域社会の一員として主体的に参画する態度の育成

石川の産業・文化・自然を学ぶ授業や、「おもてなし」の精神を学ぶ授業、地域をフィールドとした社会学習などを、広く地域の人々や地元企業などの協力を得ながら推し進め、地域と関わることで、社会の一員として主体的に参画し貢献する意識や態度を養います。

◆ 地域に活力を与える企画力を備えた人材の育成

教科の専門性を高めるロボット製作や商品の企画開発などに、生徒が主体的に取り組む「産業界等と連携した専門人材の育成事業」など、先進的かつ実践的な学習活動を通じて、企画力やチャレンジ精神、コミュニケーション力を持ち、地域社会の活性化に主体的に寄与することのできる人材の育成を図ります。

◆ 地元企業と連携した地域産業を支える人材の育成

普通高校における県内企業訪問や研究者の講演、専門高校等における地元企業等と連携した商品開発や地域資源の活用など先進的な教育活動、幅広い産業分野で企業等と連携した企業実習の実施など、地元企業と連携した取組を通して、産業界が求める「自らの考えや判断で直面する業務をより良く改善する力」を育成します。

◆ 県内の企業等と連携したキャリア教育の推進

- 県内の企業等の優れた研究に触れ、県内で活躍する若手の企業人から話を聞く「ふるさとに学ぶクリエイティブ人材育成事業」などを実施し、地元企業の協力のもと、地域に誇りを持ち、地域を大切にす人材を育成するとともに、大学等を卒業後、県内就職を積極的に考える人材の育成を図ります。
- 就職を希望する高校生に対して県内企業が仕事内容や魅力をPRする「企業ガイダンス」や、県外の大学等に進学する生徒に対し石川での仕事や暮らし、進学について考える契機となる「いしかわふるさとセミナー」を開催するほか、県内企業経営者が生き方やものの見方について直接語りかける企業人DVDの作成などの取組を通して、地域社会を支える人材づくりに努めます。

◆ 時代のニーズに応じた職業教育の充実【後掲】

(施策の方針2-4「キャリア教育・職業教育の充実」に記載)

現状と課題

- 産業界で必要な専門知識や技術が高度化し、従来の産業分類を超えた複合的な産業が急速に発展しています。このような状況にあっては、既存の見方や考え方にこだわらず独創性を持って新たな価値を創出する力や、自ら進んで科学的に課題へ取り組む姿勢を備えた人材の育成が求められています。
- 本県ではこれまで、将来の我が国を牽引する優れた才能や個性を有する生徒を支えるため、スーパーサイエンスハイスクール（SSH）やいしかわニュースーパーハイスクール（NSH）において、先進的な教育を受ける機会を提供するとともに、「石川県中学生サイエンスチャレンジ」や、「いしかわ高校科学グランプリ」などを通して、科学の面白さや奥深さに触れる体験活動を実施してきました。
- 一方、全国学力・学習状況調査によると、「理科の勉強が好きだ」という児童生徒の割合は、中学生になると低下する傾向が見られ、高校生においても、科学オリンピック等へ参加する生徒は、限られた一部の生徒に留まっているなど、優れた素質を持つ子供たちの更なる能力伸長や、科学好きの子供たちの裾野拡大の面などについて、依然として課題があります。
- 物理や生物など7分野の科学オリンピックへの生徒の参加を促すとともに、知的好奇心・探究心に応じた学習機会を提供することが大切です。

主な取組

◆ 科学への関心を高める取組の推進

- ・ 中学生が互いに協力しながら科学の原理や法則を用いたものづくりに挑戦し、科学的な思考力や論理的な表現力を競い合う「石川県中学生サイエンスチャレンジ」などを実施し、科学に対する興味・関心をより一層高めます。
- ・ 県内の科学好きの高校生が一堂に会する「いしかわ高校科学グランプリ」を開催し、生徒の競い合う場を設けることで、科学好きの裾野を広げるとともに、トップ層の応用力や実践力を伸ばし、科学教育のレベルアップを図ります。

◆ 科学的スキルの獲得に向けた取組の推進

- ・ スーパーサイエンスハイスクール（SSH）等で先進的な教育を推進するとともに、大学等が実施するグローバルサイエンスキャンパスなどを通じて、優れた才能や個性を有する生徒に対してハイレベルな学習機会や切磋琢磨する場を提供します。
- ・ 大学や研究機関、企業等との連携、最先端の科学実験や大学の研究者による講義などを通じて、最先端の科学分野で活躍しようとする意欲を喚起し、将来、科学技術系分野を牽引することができる人材を育成します。

- 科学オリンピックへの参加を推進するとともに、「科学の甲子園全国大会」に向けて大学教授等の指導を受ける機会を設けることで、学校の垣根を越えて生徒同士が切磋琢磨できる環境を整備します。

◆ **新たな価値を創造するクリエイティブな力の育成**

社会の変化や産業の動向等に対応するため、企業や大学等の先進的な事業や傑出した研究に触れることなどを通じて、里山里海、伝統工芸、食文化など様々な分野に関して、新たな提案を自ら進んで行うクリエイティブな力を持った人材の育成を図ります。

◆ **情報活用能力の育成【後掲】**

(施策の方針2-1「確かな学力の育成」に記載)

◆ **大学や企業等と連携した最先端の知識・技能の習得【後掲】**

(施策の方針1-5「地元の企業や大学と連携した人材の育成」に記載)

現状と課題

- グローバル化が加速する中であって、国際共通語である英語力の向上は極めて重要であり、英語の基礎的・基本的な知識・技能と、それらを活用して主体的に課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成が不可欠となっています。
- また、ふるさとへの深い理解や愛着はもとより、日本の歴史と文化に対する深い教養を前提に、個人や社会の多様性を尊重しつつ、新しい価値を創造し、他者と協働する能力も必要とされていることから、英語によるコミュニケーション能力はもとより、文化の異なる人々の多様性を受容し、幅広い教養や視野を身に付けたグローバル人材の育成が求められています。
- これまで、多様な文化に対する理解や国際交流を推進するとともに、実践的な外国語教育の充実に努めてきましたが、海外留学する生徒の数は年間数名程度と少なく、また生徒の英語力においても、依然として「話すこと」「書くこと」を中心に課題がある状況です。
- 英語教育において、「聞くこと」「読むこと」「話すこと [やり取り]」「話すこと [発表]」「書くこと」の4技能5領域をバランスよく育成するためには、英語学習の初期段階から一貫した指導が必要であり、小学校段階における英語教育の早期化・教科化も踏まえ、小・中・高等学校の各段階を通じた英語教育の充実により、児童生徒の英語力の向上が課題となっています。

主な取組

◆ 幅広い教養や国際的な視野の獲得

県が指定するニュースーパーハイスクール（NSH）等において、大学教授等による指導やグローバル企業と連携したフィールドワークなど、実践的な課題研究を行う探究型の学習を通して、社会に対する高い関心、深い教養、コミュニケーション能力、問題解決力等を身に付けさせ、将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーを育成します。

◆ 実践的な英語コミュニケーション能力の育成

- ・ 商業系高等学校において、英語でのコミュニケーション力や異文化理解などの国際感覚を育成するため、地域の観光資源を活かし、英語での模擬観光案内などを実施することにより、実践的な英語力を育みます。
- ・ 多国籍な環境で仕事を体験し、より実践的な英語力を身に付けるため、専門高校生が県内企業の海外事業所などで実習体験を行う、海外インターンシップの実施を検討します。

◆ 小・中・高等学校を通じた英語教育の充実

- ・ 小学校では、中学年で「聞くこと」「話すこと [やり取り]」「話すこと [発表]」を中心とし

た外国語活動を通じて英語に慣れ親しみ、学習への動機付けを高めたうえで、高学年から発達の段階に応じて段階的に文字を「読むこと」「書くこと」を加えた4技能5領域を総合的・系統的に扱う教科学習の充実に取り組むとともに、中学校への円滑な接続を図ります。

- 中学校では、授業を英語で行うことを基本とするとともに、小学校での学びを踏まえ、5つの領域の言語活動を通して、簡単な情報や考えなどを理解したり表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を育成します。
- 高等学校では、授業を英語で行うことを基本とするとともに、コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、日常的な話題や社会的な話題について、外国語で情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりできるコミュニケーション能力を養います。

◆ 金沢大学との連携などによる教員の英語力と指導力の向上

- 金沢大学の教授による指導法や評価法の改善に向けた指導・助言により、新学習指導要領に適切に対応できるよう、教員の指導力向上を図ります。
- 大学や外部専門機関と連携した研修において、外国人講師による実践的な演習などを実施し、4つの技能をバランスよく育成するための指導力の向上を図ります。
- 中学・高等学校における英語による授業を推進するため、英語担当教員の英語力の向上を図ります。

◆ 留学生や海外の学校との交流活動の推進

- 留学生や海外の学校との交流や海外研修などを通じて、異文化と直接触れ合い、意見を交換する機会を設けます。
- 海外の高等学校との学術的な交流を行い、単なる文化交流ではなく、教科・専門の学習につながる内容での交流を推進します。

◆ 海外留学の促進

文部科学省の「トビタテ！留学JAPAN」日本代表プログラム高校生コースを活用した長期・短期留学プログラムを各学校に周知徹底するなど、海外留学を希望する高校生の海外留学の促進を図ります。

◆ 大学コンソーシアム石川等によるグローバル人材の育成【後掲】

(施策の方針5-1「高等教育機関の「学び」の環境の充実」に記載)

現状と課題

- 本県には、高い技術力により特定の分野でシェアトップを誇る、いわゆるニッチトップ企業が80社程度存在しており、全国的にみてもニッチトップ企業が集積しています。
また、大学等の高等教育機関の数も多く、人口当たりの高等教育機関数は全国第2位、学生数は全国第3位となっています。
- このような、ものづくり産業や高等教育機関の集積などの本県の強みを最大限に活かし、地元の企業や大学と連携し、地域の活性化に貢献できる人材やイノベーションを担う人材の育成に取り組む必要があります。

主な取組

◆ 大学や企業等と連携した最先端の知識・技能の習得

国の指定を受けたスーパーサイエンスハイスクール（SSH）、県独自のニュースーパーハイスクール（NSH）において、県内外の高等教育機関やグローバル企業と連携し、大学の教授による講演会やICTを活用した遠隔授業、生徒が大学や企業などに出向いての講義や実習など、最先端の知識や研究に直接触れることができる教育活動を展開します。

◆ 地元企業と連携した地域産業を支える人材の育成【再掲】

（施策の方針1-2「地域の活性化に貢献できる人材の育成」に記載）

《 施策の方針 》

2-1 確かな学力の育成

- ・ 「いしかわ学びの指針12か条（学びの12か条^{プラス}）」の推進
- ・ 学力調査等による現状把握と指導法の改善
- ・ 県立高校「学カスタンダード」による学力の質の確保
- ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進
- ・ 情報活用能力の育成
- ・ プログラミング教育の充実
- ・ 持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた学習活動の充実
- ・ 探究型学習の推進
- ・ 高等学校の特色に応じた取組の充実
- ・ きめ細かな指導体制の充実
- ・ 読書活動の推進
- ・ 新聞を活用した授業の推進

2-2 GIGAスクール構想の実現による学びの質の向上

- ・ ICTを活用した授業の推進
- ・ 教員のICT活用指導力の向上
- ・ 臨時休業時におけるオンライン学習による学びの保障【後掲】
- ・ GIGAスクール構想に基づくICT環境等の整備【後掲】

2-3 コミュニケーション能力など実社会で必要とされる資質・能力の育成

- ・ 集団や社会の一員としてのコミュニケーション能力の育成
- ・ 主権者として社会に参画する力の育成
- ・ 消費者教育の推進
- ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進【再掲】
- ・ 情報活用能力の育成【再掲】

2-4 キャリア教育・職業教育の充実

- ・ 発達の段階に応じたキャリア教育の推進
- ・ 職場体験、インターンシップ等の体験活動の充実
- ・ 時代のニーズに応じた職業教育の充実
- ・ 県内の企業等と連携したキャリア教育の推進【再掲】

2-5 幼児教育の充実

- ・ 幼児期の特性を踏まえた教育の推進
- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携強化
- ・ 幼稚園教諭・保育士・保育教諭の研修の充実
- ・ 乳幼児教育・保育実践に係る研究活動の支援

2-6 特別支援教育の充実

- ・ インクルーシブ教育システムの構築
- ・ 特別支援学校の教育・機能の充実
- ・ 小中学校等における障害のある児童生徒への指導・支援の充実

2-7 特別な教育的支援が必要な児童生徒に対するサポートの充実

- ・ 小・中・高等学校における支援体制の充実
- ・ 小・中・高等学校における発達障害等に対する専門性の向上

基本目標2 学力を高め、社会の変化に対応できる資質・能力を育成します

施策の方針 2-1 確かな学力の育成

現状と課題

- 本県では、平成23年に学力向上に向けた中長期的指針である「いしかわ学びの指針12か条」を策定、平成28年には学力向上の課題や今後の教育の動向を踏まえ、これを改訂し、「学びの12か条^{プラス}」として更に進化した指針を示すとともに、授業実践の参考となる具体的な指導法や指導事例、評価問題等を示した「いしかわ学力向上プログラム」を作成するなど、小中学生の確かな学力の育成に取り組んできました。
- その結果、小中学生の学力は、全国学力・学習状況調査において、基礎的・基本的な知識・技能は概ね良好であり、活用に関する力も近年伸びが見られるなど、全国上位の平均正答率を維持しています。しかしながら、学校間や地域間、年度毎で児童生徒の学力の定着状況にばらつきが見られるため、学校や市町において、学力向上対策を組織的に推進できる体制づくりが必要です。
- 高等学校においては、平成27年3月に策定した「高等学校『学びの力』向上アクションプラン」に基づき、各学校において目指す生徒像に応じて指導計画書（学力スタンダード）を策定し、生徒、教員の共通理解のもと、生徒の学習意欲の喚起と、教員の組織的な学習指導に取り組むこととしています。
- また、児童生徒に、知識・技能はもとより、自ら課題を見付け主体的に判断し、多様な人々と協働しながらその解決に向けて粘り強く取り組むことができる資質・能力を、小・中・高等学校を通じて身に付けさせることが重要です。このため、課題の発見と解決に向けて主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善を推進するとともに、学びの成果として児童生徒に「どういった力が身に付いたか」に関する学習評価の在り方やその評価方法を改善・充実させる必要があります。
- 社会の情報化が急速に進展していく中で、子供たちが情報を主体的に選択・収集し、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切に活用していくための基礎的な資質「情報活用能力」を身に付け、情報社会の進展に主体的に対応していくことがますます重要になっており、学校においても、情報化への対応が強く求められています。
- 学習指導要領では、小学校においてプログラミング教育が必修化され、中学校では、技術・家庭科（技術分野）においてプログラミングに関する内容が充実され、高等学校では全ての生徒が必ず履修する「情報Ⅰ」が新設されるなど、プログラミング教育の充実が求められています。
- 新しい学習指導要領において、高等学校では、「総合的な学習の時間」が「総合的な探究の時間」に変更され、小中学校における総合的な学習の時間の取組の成果を生かしつつ、より探究的な活動を重視することが求められています。

- 読書は、言語に関する能力の育成や、人間形成や情操の涵養に重要な役割を果たしています。このため、学校図書館ボランティアの積極的な活用や、学校図書館を活用した指導の充実などにより、引き続き、読書活動を推進する必要があります。

主な取組

◆ 「いしかわ学びの指針12か条（学びの12か条^{プラス}）」の推進

小中学校において「いしかわ学びの指針12か条（学びの12か条^{プラス}）」を推進し、児童生徒の学力向上に努めます。

- ① 「活用力を高める授業づくり」については、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を行い、多様な観点から考察する力や自ら課題を発見し、主体的・協働的に課題を解決する力などの育成を図ります。
- ② 「学力・学習を支える基盤づくり」については、適切に聞く・話す指導や学び合い活動等を充実させ、多様性を尊重する態度や互いのよさを生かして協働する力を育成するとともに、主体的な問題解決に向けたICTの効果的活用等を進めます。また、家庭や地域との情報共有・連携を一層進め、学習習慣の更なる定着と質的な充実を図ります。
- ③ 「指導改善を進める体制づくり」については、学校研究や授業研究の活性化を通して、指導方法の工夫・改善とともに教科等の専門性を高める研修体制を整え、目標を共有した組織的・持続的な推進体制の確立を進めます。

いしかわ学びの指針12か条（学びの12か条^{プラス}）

活用力を高める授業づくり

- ① 物事を多様な観点から考察する力の育成
- ② 自ら課題を発見し、主体的・協働的に課題を解決する力の育成
- ③ 根拠や筋道を明確に表現する力の育成

学力・学習を支える基盤づくり

- ④ 目的や状況・相手に応じて「聞く」「話す」態度・姿勢の醸成
- ⑤ 目的や条件に応じて「書く」、必要な情報を「読む」態度・姿勢の醸成
- ⑥ よりよい解決に向かうための質の高い学び合いのプロセスの重視
- ⑦ 主体的な問題解決のための効果的なICT活用の促進
- ⑧ よりよい学習習慣・生活習慣の定着
- ⑨ 家族や地域の人々とのコミュニケーションを促進し、家庭・地域・社会と結び付いた学びの推進

指導改善を進める体制づくり

- ⑩ 学力と指導力を持続的・継続的に高める組織づくりの推進
- ⑪ 現状把握に基づき、取組の実施・評価・改善を図る指導体制の確立
- ⑫ 保護者・地域との積極的な情報共有・連携の推進

◆ 学力調査等による現状把握と指導法の改善

- 国や県が実施する学力や学習状況に関する調査の結果分析を活用し、学力の三要素とともに、これからの時代に求められる資質・能力を育む授業の工夫・改善や教育課程の編成・実施を図ります。
- 金沢大学との連携により、児童生徒の学力の現状を的確に把握・分析し、目標達成に向けたきめ細かな指導の充実を図ります。
- 学力調査を活用した学力向上PDCAサイクルを確立するとともに、教科横断的に教育課程の工夫・改善を図るなど、「目標の共有」「分業（効率化）」「継続」を視点とし、一つ一つの過程を改善し、学校の組織及び運営を継続的に見直していくことができる指導体制の確立を図ります。

◆ 県立高校「学カスタンダード」による学力の質の確保

目指す生徒像の実現に向けた授業づくりの行動指針を、各県立高等学校で学習指導方針（スクールポリシー）として策定し、その方針を基に作成された、学校の軸となる科目について指導計画書（学カスタンダード）により、学習指導要領の内容項目ごとの到達目標、指導の手立て、教科で育む資質・能力を共有化し、生徒一人一人の学力の質の確保と向上を図ります。

◆ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進

- 子供たちが、学習の見通しを持って粘り強く取り組み、学習したことを振り返って次につなげる「主体的な学び」、協働や対話を通じて考えを広げ深める「対話的な学び」、知識を相互に関連づけてより深く理解することや問題を見だし解決策を考える「深い学び」といった3つの視点からの授業改善を推進します。
- 教員が、児童生徒に「どういった力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉えるとともに、児童生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにするために、学習評価の在り方や教育課程、学習・指導方法の改善について取り組みます。

◆ 情報活用能力の育成

- 児童生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む）等の学習の基盤となる資質・能力を育成するため、各教科等の特性を生かした学習活動を充実します。
- 各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動を充実します。
- 携帯電話・スマートフォンやSNSが急速に普及し、それらの利用に伴う犯罪被害等も生じていることから、情報モラルを身に付けさせるための指導内容や学習活動を充実します。

◆ プログラミング教育の充実

- 小学校では、各教科等の特質に応じて、児童がコンピュータで文字入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動や、プログラミングを体験しながらコンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を充実します。

- ・ 中学校では、小学校プログラミング教育が必修化されたことなどを踏まえ、技術・家庭科（技術分野）において、プログラミング、情報セキュリティに関する学習活動を充実します。
- ・ 高等学校では、情報科の共通必修科目「情報Ⅰ」において、全ての生徒がプログラミングのほか、情報セキュリティを含むネットワークやデータベースの基礎等について学習活動を充実します。
- ・ プログラミング教育の授業づくりについて具体的に学び、ねらいを実現する授業構想力を身に付けるため、地元産業界や大学等と連携して研修等を実施し、教員の実践的な指導力の向上を図っていきます。

◆ 持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた学習活動の充実

国際連合の持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえ、現代社会における様々な地球規模の問題を、自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組み、持続可能な社会づくりに関わる問題を見いだしたり、解決したりする学習活動の充実に努めます。

◆ 探究型学習の推進

- ・ 「探究の見方・考え方」を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力の育成を目指します。そのため、高等学校においては、学校同士の連携した研究・実践の推進、大学教授等の指導・助言などを通して、生徒が主体的に探究できるよう指導法や評価法の改善を図るとともに、現代の諸課題や地域の特色に応じた課題を設定し、工夫しながら授業を行います。
- ・ これからの社会の中で生きていくために必要な力の育成に向け、各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育であるSTEAM教育により、具体的な社会課題と紐付けながら学習する活動の充実に努めます。

◆ 高等学校の特色に応じた取組の充実

- ・ 生徒や保護者、地域のニーズに応えられる学校となるよう、それぞれの学校の規模や学科、所在地等の特徴に応じた学校づくりをより一層充実させていきます。
- ・ 幅広い教育ニーズへの対応を求められる小規模の高等学校においては、教員の授業力を一層高め、生徒の意欲を引き出し、進路実現を図るために、地域との連携や学校間の連携を強化し、地元で愛され、必要とされる学校づくりを目指すとともに、地域を支える人材の育成を図ります。
- ・ 定時制・通信制高等学校においては、働きながら学ぶ生徒を支援する従来からの教育に加え、様々な学習歴や生活スタイルを持つ生徒に学習の機会を提供する場として、単位制のメリットを十分に生かすとともに、学校間の連携や生徒の実態に応じた指導法の工夫・改善などにより教育内容の充実に努めます。

◆ きめ細かな指導体制の充実

- ・ 児童生徒に対してきめ細かな指導を実現するため、少人数指導や習熟度別指導、補充的指導など「個に応じた指導」の充実に努めます。

- ・ 現在、国において、教科指導の専門性を持った教員によるきめ細かな指導の充実のため、小学校高学年からの教科担任制を本格的に導入することが検討されており、国の動向を注視しつつ、必要とされる指導体制について検討を進めます。
- ・ 学習指導や生徒指導など学校が抱える課題に対して、退職教員や専門性を有する地域人材を非常勤講師として学校に配置し、学校の教育力の維持向上を図ります。

◆ 読書活動の推進

- ・ 小中学校においては、児童生徒が読書習慣を身に付け、読書の幅を広げられるよう、毎月23日の「いしかわ学校読書の日」を中心に、学校図書館ボランティアを活用した読み聞かせ、ブックトーク、児童生徒が相互に図書を紹介する取組など、多様な読書活動を推進するとともに、他の図書館や家庭などとの連携を図りながら、発達の段階に応じた読書活動を推進します。
- ・ 高等学校においては、学校図書館と公立図書館・ボランティア・PTA等とが連携することにより、生徒が図書に触れ、学習における活用が積極的に行われるよう環境整備を推進します。
- ・ 県立図書館では、学校図書館支援サービスとして、図書のセット貸出をはじめ、レファレンスへの回答、情報提供などを通して、児童生徒の読書活動を支援します。

◆ 新聞を活用した授業の推進

児童生徒が現代の諸課題について多面的・多角的に考察し、社会で起きている出来事に関心を持ち、多様な視点から考えを深める力や主権者としての資質・能力、多様性を尊重する心を育むために新聞を活用した授業の推進に取り組みます。

現状と課題

- 国においては、全ての小・中・特別支援学校（小・中学部）において、児童生徒が使用する1人1台端末と高速大容量の通信ネットワーク環境の整備を行うことで、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現する「G I G Aスクール構想」を策定しました。
- これを受け、本県においても、令和2年度に、全ての公立小・中・特別支援学校（小・中学部）で1人1台端末が整備され、県立高等学校においても3クラスに1クラス分の端末を整備するとともに、教員や児童生徒が円滑に端末を活用できるよう、高速大容量のネットワーク環境も整備したところであり、ICTを活用した教育環境の整備が一気に進みました。
- G I G Aスクール構想においては、これまでの教育実践の蓄積と最先端のICTを組み合わせることで、学習指導要領が示す主体的・対話的で深い学びを実現し、学習活動の一層の充実を図っていくことが求められています。
- 「教員がICTを使って教える」授業から「児童生徒が1人1台端末を使って学ぶ」授業へと大きな転換を図る必要があります。児童生徒の1人1台端末を効果的に活用するためには、これまで以上に全ての教員にICT活用指導力が求められることから、ICTの効果的な指導法を身に付けるための研修の充実が急務となっています。また、ICTの効果的な活用事例を、学校及び校種を超えて蓄積し、共有することが重要です。

主な取組

◆ ICTを活用した授業の推進

- ・ 一斉学習において、画像の拡大掲示や書き込み、音声、動画などを活用しながら、わかりやすく説明することにより子供たちの興味・関心を高めるなど、ICTを効果的に活用した指導方法の工夫・改善に取り組みます。
- ・ 個別学習において、子供たちが、インターネットやデジタル教材を用いて、自らの疑問について深く調べることや自分に合った進捗で学習すること、更には一人一人の学習履歴を把握することなど、個々の理解や関心の程度に応じた学びの実現に取り組みます。
- ・ 協働学習において、タブレット端末や大型提示装置などを用いて、子供同士による意見交換、発表など双方向型の協動的な活動の充実を図り、思考力・判断力・表現力の育成に努めます。
- ・ 現在、国において、教師の対面指導と海外の学校と接続し英語での交流学习を行うなどの遠隔授業等を融合した授業づくりや、学習者用デジタル教科書・教材の普及促進等が検討されており、今後、国の動向に注視しつつ、研究をしていきます。
- ・ G I G Aスクール構想の実現に向けて、G I G Aスクールサポーター等により学校を支援します。

◆ 教員のICT活用指導力の向上

- 全ての教員がICTを効果的に活用することができるよう、児童生徒の1人1台端末を活用した授業づくりやオンラインを活かした授業づくり等に向けた研修を、校種や教科の特質に応じてきめ細かく実施するほか、県教員総合研修センターの指導主事が学校へ出向き、学校のニーズに応じた出前型の研修を実施するなど研修を充実させ、教員のICT活用指導力の向上を図ります。
- 各学校に推進リーダーをおき、リーダーが中心となって校内研修を実施します。

◆ 臨時休業時におけるオンライン学習による学びの保障【後掲】

(施策の方針4-1「新型コロナウイルス感染症と共生していく学校運営」に記載)

◆ GIGAスクール構想に基づくICT環境等の整備【後掲】

(施策の方針4-7「教育環境の整備・充実」に記載)

現状と課題

- 子供たちは気の合う限られた集団の中でのみコミュニケーションをとる傾向が見られ、また、コミュニケーションをとっているつもりが、実際は自分の思いを一方向的に伝えているに過ぎない場合が多いことなどが指摘されています。
- 県内企業において、若手社員の早期離職理由として、「上司や同僚との人間関係」が最も多く挙げられており、「上司・部下間でのコミュニケーションの推進」が課題であるとする企業が最も多くなっています。こうしたことから、学校においても、様々な機会を捉えてコミュニケーション能力を育成する必要があります。
- 公職選挙法が改正され、平成28年から選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことを契機に、高等学校等において、国家・社会の形成者としての資質や能力を育むことが求められています。生徒が有権者として自らの判断で権利を行使できるよう主権者として社会に参画する力の育成が必要とされています。
- 民法改正により、令和4年4月からの成年年齢が18歳に引き下げられることを踏まえ、契約に関する基本的な考え方や責任について理解するとともに、主体的に判断し、責任を持って行動できる能力を育む必要があるとされています。

主な取組

- ◆ **集団や社会の一員としてのコミュニケーション能力の育成**
 - ・ コミュニケーション能力の育成のために、自分とは異なる他者の意見や考え方を認識し理解する活動や、対話やディスカッションなどの言語活動の充実を図ります。
 - ・ 他者と協働しながら主体的に課題を解決することができるよう、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行い、コミュニケーション能力の一層の向上を図ります。
- ◆ **主権者として社会に参画する力の育成**
 - ・ 国が作成した副教材を活用し、公民の授業、総合的な探究の時間、特別活動などにおいて、政治や選挙の意義、選挙の具体的な仕組みについて理解させるとともに、各教科も含め、話し合いや討論を取り入れた学習を進め、現実社会の諸課題を見出し協働的に追究し解決する力や、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を育みます。
 - ・ 生徒が有権者としての判断を適切に行うことができるよう、公民等の授業において現実の具体的な政治的事象を題材として取り上げるとともに、模擬選挙や模擬議会など具体的・実践的な活動を取り入れます。
 - ・ 生徒による政治的活動等に関して指導するにあたっては、学校としての方針を保護者やPTA等

に十分説明し、共有すること等を通じ、家庭や地域の関係団体等との連携・協力を図ります。

◆ **消費者教育の推進**

- 消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できるようにするため、小・中・高等学校の社会科、公民科、家庭科などの教科等を中心に、児童生徒の発達段階を踏まえ、消費者教育を推進します。
- 成年年齢が18歳に引き下げられることを踏まえ、小中学校では、個人や企業の経済活動における役割と責任、買い物や売買契約の仕組み、計画的な金銭管理など、自立した消費者としての責任ある消費行動についての学習活動を充実します。

また、高等学校では、消費者教育教材「社会への扉」を活用した授業を実施し、契約に関する基本的な考え方や契約に伴う責任を理解し、身近な契約等を通じて、社会において消費者として主体的に判断し責任を持って行動できる能力を育みます。

◆ **主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進【再掲】**

(施策の方針2-1「確かな学力の育成」に記載)

◆ **情報活用能力の育成【再掲】**

(施策の方針2-1「確かな学力の育成」に記載)

現状と課題

- 近年、若年層の離職率は横ばいで推移しており、若年無業者やフリーターについては若干減少傾向にあるが依然予断を許さない状況であることから、児童生徒が学校での学びと実社会との結び付きを意識し、主体的に進路を選択できる能力を高め、望ましい勤労観や職業観を育むことができるよう、発達の段階に応じたキャリア教育が求められています。
- 本県ではこれまで、特別活動を要しつつ、各教科や総合的な学習の時間など、学校の教育活動全体を通して、キャリア教育に取り組むとともに、職場体験や就業体験（インターンシップ）などを通して、望ましい勤労観・職業観を育んできました。
また、専門高等学校等では、資格・検定試験の積極的な取得や長期型企業実習（デュアルシステム）の実施などを通して、実践的な産業教育を行ってきました。
- 産業界では、生産工程の高度化への対応、技能レベルでの国際競争力の維持・強化、多能工の育成等が課題となっており、ものづくり人材の育成に向け、地域や産業界との連携・交流を通じた実践的な学習活動を積極的に取り入れることが求められています。
- 本県においては、2025年には約2千人の介護職員が不足するおそれがあると推測されており、介護・福祉人材の育成が課題となっています。

主な取組

◆ 発達の段階に応じたキャリア教育の推進

- ・ 自分の将来に必要な能力や資質を身に付けることができるよう、各学校において、学校と家庭・地域・産業界等との連携のもと、発達の段階に応じた体系的なキャリア教育を計画的・組織的に実施し、子供たち一人一人の社会的・職業的自立を図ります。
- ・ 小学校から高等学校までの12年間を通して「キャリア・パスポート」を活用し、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うことでキャリア教育の充実を図ります。
- ・ 高校生が、日本が誇るものづくり産業の魅力を知るとともに、企業経営者の情熱や生き方、グローバルなもの見方に触れ、将来の夢の実現に向けた意欲を高める機会となるよう、県内に拠点を有し世界的規模で活躍する企業のトップの講演会を開催します。
- ・ 職業学科の専門科目では、「学力スタンダード」を基に、各専門分野の職業に必要な能力と、その習得に必要な学習内容・学習方法を明確にして授業を実施します。

◆ **職場体験、インターンシップ等の体験活動の充実**

- 小中学校においては、地域における職場見学や職場体験等の体験活動を充実することにより、社会や職業に対する関心と理解を深め、自分の将来を意識させるとともに、望ましい勤労観や職業観を育みます。
- 高等学校においては、全ての全日制高等学校においてインターンシップを実施するとともに、農業・工業・商業の専門高校においては、長期型企業実習（デュアルシステム）を実施するなど、望ましい勤労観や職業観の涵養とともに、自ら進路を選択する能力や社会人としてのコミュニケーション能力等の育成を図ります。

◆ **時代のニーズに応じた職業教育の充実**

- 職業に関する専門学科及び総合学科が地元企業等と連携協力して、石川の食、ものづくり、くらし・経済を支える将来の専門的職業人となりうる人材を育成するとともに、新規高卒者の専門分野への就職促進や、早期離職防止に向けた意識の醸成を図ります。
- いしかわ産業教育フェアを開催し、各学校の学習成果や研究成果の発表、オリジナル商品の販売、各種コンテンツなどの競技会や小中学生の体験ブースなど、本県ならではの産業教育の魅力を発信するとともに、専門高校等における産業教育のさらなる充実につなげます。
- 介護・福祉の仕事のやりがいや大切さについて、小・中・高校生への理解を深めるため、介護・福祉施設職員による学校訪問や、児童生徒の職場体験などに積極的に取り組みます。

◆ **県内の企業等と連携したキャリア教育の推進【再掲】**

（施策の方針1－2「地域の活性化に貢献できる人材の育成」に記載）

現状と課題

- 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たし、連携・協力して、幼児教育の充実を図る必要があります。
- アメリカの経済学者の研究によって、幼児期における教育は、その後の人生に大きな影響を与えるものであり、また、学力検査によって測定される「認知能力」だけでなく、忍耐力、やる気、協調性といった「非認知能力」を高めることが重要であると言われています。
- 平成27年4月には「子ども・子育て支援新制度」が施行され、本県においては、幼稚園や保育所から認定こども園に移行する施設が増え、就学前の子供のための施設の構成が大きく変わってきています。幼稚園・保育所・認定こども園には、いずれの施設においても質の高い幼児教育・保育・子育て支援の提供が求められています。
- 小学校入学の前後で生活環境が大きく変化する中、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携のもと、幼児が生活の変化に対応していけるようなカリキュラムの編成などが求められています。

主な取組

◆ 幼児期の特性を踏まえた教育の推進

- ・ 幼児の主体的な活動が十分確保されるよう、幼児理解に基づき幼児が好奇心や探究心をもって関われる環境づくりを推進します。
- ・ 集団生活を通して気持ちや行動の調整、粘り強さ等を育みながら、幼児一人一人の望ましい発達を促すため、研究協議会の実施等を通して、幼児との関わり方や指導方法を工夫・改善します。

◆ 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携強化

- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園での幼児教育と、小学校教育の独自性と連続性について相互理解を深め、円滑な接続を図ります。
- ・ 幼児と児童の交流の機会を充実するとともに、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との意見交換や合同の研究の機会を設けるなど、連携の強化を推進します。
- ・ 幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、幼稚園等では、就学前の幼児が小学校の生活や学習に対応できるよう教育課程の編成や指導方法を工夫するとともに、小学校では、全ての教科等において幼児教育との接続を意識した教育課程の編成や、幼児教育の特色を生かした総合的な指導方法を取り入れるなど、スタートカリキュラムの編成を工夫します。

◆ **幼稚園教諭・保育士・保育教諭の研修の充実**

幼児教育及び保育の質の向上を図るため、幼稚園教諭・保育士・保育教諭に対する研修を実施するとともに、現場へのアドバイザー派遣により、課題解決に向けた助言を行うなど、幼稚園・保育所・認定こども園における職員の資質・専門性の向上に向けた取組を支援します。特に、本県では、幼稚園や保育所から認定こども園への移行が進んでいることを踏まえ、認定こども園の保育教諭を対象としたキャリアステージに応じた研修体系の構築に取り組みます。

◆ **乳幼児教育・保育実践に係る研究活動の支援**

石川県保育研究大会を開催し、研究発表やテーマ別に保育実践に関する討議を実施します。

現状と課題

- 国においては、障害者差別解消法の施行、障害者総合支援法、児童福祉法及び障害者雇用促進法の改正など障害者の人権を擁護し、向上させるための法整備が進められたほか、本県においては石川県手話言語条例や共生社会づくり条例を制定したところであり、「障害者プラン2019」も踏まえ、障害のある子供とない子供が可能な限り、共に活動し、共に学ぶことを追求するとともに、障害のある子供たちがその能力や特性に応じた指導・支援を受けられる「多様な学びの場」を用意するインクルーシブ教育の推進や、障害のある児童生徒の自立と社会参加が求められています。
- 近年、本県の特別支援教育対象の児童生徒数は増加傾向にあり、これまで以上に、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した適切な支援が求められています。このため、きめ細かな質の高い指導・支援の充実と個別の教育支援計画等を効果的に活用した連続性のある一貫した教育支援体制の整備が必要となっています。
- 特別支援学校においては、地域の専門家との連携やICT等を活用した授業改善など、学校全体の専門性の向上と地域の特別支援教育のセンター的機能の一層の強化が求められています。また、近年、高等部において、一般就労を希望する生徒の就労率は高水準を維持しており、生徒全体の一般就労率についても徐々に増加している状況にあります。今後も、地域と連携した職業教育・就労支援の充実を図っていくことが求められています。
- 通級指導教室や特別支援学級に在籍する児童生徒の増加に伴い、担当する教員の専門性の確保や指導・支援の継続性が課題となっています。

主な取組

◆ インクルーシブ教育システムの構築

- ・ 将来の共に支え合う共生社会の実現に向けて、全ての学校・教員の適切な障害者理解を基盤として、児童生徒の相互理解や豊かな人間性を育むため、障害のある子供とない子供が共に活動し、共に学び合う交流及び共同学習などを積極的に行っていきます。
- ・ 児童生徒に対して手話講座や障害者による講演等を通じて、同じ社会に生きる人間として、お互いに正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶことができるよう、障害に対する適切な知識を学ぶ機会の提供に努めます。
- ・ 障害のある子供とない子供が、それぞれに授業内容が分かり、学ぶ喜びや充実感を実感できるよう、視覚教材の活用や、見通しを持てるように授業予定の視覚化などの授業のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、障害のある子供一人一人への合理的配慮の提供を行います。

◆ 特別支援学校の教育・機能の充実

- ・ 障害のある子供一人一人の将来の自立と社会参加を目指し、地域の医療・福祉機関等と連携した個別の教育支援計画を作成・活用し、小学部から高等部までの連続性のある一貫教育を実施します。また、医療的ケアが必要な児童生徒に対して、指導医等が巡回して看護師や担当教員に指導・助言し、安心安全に学校生活を送ることができるよう校内支援体制を整えます。
- ・ 地域の外部人材（理学療法士、作業療法士等）や各分野の専門家との連携を深め、自立活動等の指導方法の工夫・改善、教材や教具の活用と開発に取り組むとともに、複数の障害種に対応した教員の専門性と授業実践力の向上を図ります。
- ・ 障害のある子供にとっては、一人一人の教育的ニーズに応じてICTを活用することで、学習面や生活面における様々な困難を取り除いたり、減らしたりすることが期待できることから、そうした子供たちの可能性を広げるため、一層のICTの活用を推進します。
- ・ 地域のハローワーク及び企業との連携・協力のもとに、生徒の可能性を伸ばす新たな職種と職場実習先の開拓に取り組むとともに、一般就労を目指す生徒に対して、技能の向上と定着を図る「いしかわ版特別支援学校技能検定」の充実を図ります。また、農業分野への就労先開拓に取り組むほか、特別支援学校卒業生を対象としたトライアル雇用を実施するなど、職業教育の充実と高等部生徒全体の一般就労率の向上に努めます。
- ・ 地域の特別支援教育の拠点として、小中学校等の教育的ニーズに応じた相談支援や授業支援を行う機能を強化するため、専門相談員の専門性の維持・向上と、新たな専門相談員の育成に努めるとともに、地域内の小中学校や高等学校及び関係機関等とのネットワークづくりを行います。

◆ 小中学校等における障害のある児童生徒への指導・支援の充実

- ・ 全ての小中学校において、特別支援教育を学校運営計画等に位置づけ、学校全体の理解と協力のもとに、通級指導教室及び特別支援学級における個別の指導計画に基づく授業改善と評価を実施します。また、保護者や関係機関等と連携した個別の教育支援計画の効果的な活用や、学年・校種間の引継ぎの実施などによる切れ目ない指導・支援を行います。
- ・ 障害のある子供たちがその能力・特性に応じた教育が受けられるよう、市町の就学支援への適切な指導・助言に努めるとともに、障害のある子供に対する教育支援連絡協議会の開催や巡回教育相談の実施等により、市町における早期からの教育相談や就学支援の充実を図ります。
- ・ 特別支援学級及び通級指導教室の担当教員には、実際に指導に当たるうえで必要な、障害の特性等に応じた指導方法、自立活動の授業づくり等に関する幅広い知識・技能の習得が求められることから、専門性と指導力の向上を図るため、担当教員の研修を充実します。

現状と課題

- 令和2年度の本県の実態調査によると、発達障害を含め、学習面、行動面等で特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合は、小中学校で約5.4%、高等学校で約1.6%となっています。
- 本県では、全ての公立幼稚園・小・中・高等学校において、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名により、特別な教育的支援を必要とする幼児や児童生徒に対して組織的な対応を行っています。近年、いじめや不登校等が絡んだ複雑な事例も散見されることから、校内支援体制の充実や教員の発達障害等に対する専門性の向上が求められています。
- 令和2年度の本県における個別の教育支援計画の作成率は、小中学校では約98%、高等学校では約92%となっています。特別な教育的支援を必要とする児童生徒への指導・支援の充実のため、更に個別の教育支援計画の作成率の向上と活用を図る必要があります。

主な取組

◆ 小・中・高等学校における支援体制の充実

- ・ 生徒指導や教育相談等との連携により、校内委員会の機能強化を図るとともに、会議の計画的な開催や効率化、特別支援教育コーディネーターの複数指名、学年・校種間の支援の引継ぎに努めます。
- ・ 学校の要請にもとづき、特別支援学校の専門相談員や生徒指導・発達障害サポートチームを派遣するとともに、学校生活を支援する発達障害アドバイザー、担任と連携して学習を支援する地域サポート教員や就労を支援する発達障害キャリアアドバイザーの定期的な巡回により、学校全体の組織的な対応の充実を図ります。
- ・ 特別な教育的支援が必要な児童生徒の個別の教育的ニーズに応じた指導・支援を充実するため、個別の教育支援計画の作成率の向上と活用を図るとともに、校種間での確実な引継ぎを行い、切れ目ない支援の実現に努めます。
- ・ 小中学校において、近年、発達障害を対象とする通級指導教室で指導を受ける児童生徒や教室数も増加していることを踏まえ、切れ目ない支援の充実を図るため、定時制高等学校においても通級指導教室を設置し、障害による学習上又は生活上の困難を改善又は克服に向けた指導に務めます。

◆ 小・中・高等学校における発達障害等に対する専門性の向上

全ての教員には、発達障害を含め、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の学習上又は生活上の困難さが異なることを理解し、個に応じた分かりやすい指導内容や指導方法を工夫し、多様な児童生徒が在籍することを前提とした学級経営・授業づくりが求められていることから、そうした児童生徒に対する指導・支援の充実を図るため、基本研修をはじめ、今日的課題や学校のニーズを踏まえた専門研修を実施します。

《 施策の方針 》

3-1 心の教育・道徳教育の充実

- ・ いしかわ版道徳教材の活用推進
- ・ 道徳の指導方法の工夫・改善
- ・ 学校・家庭・地域との連携による道徳教育の充実
- ・ 豊かな心を育む読書活動の充実
- ・ 絆を深める「心の教育」の充実
- ・ ボランティア活動の推進

3-2 人権教育の推進

- ・ 学校教育における人権教育の推進
- ・ 社会教育における人権教育の推進
- ・ 教職員の人権意識の向上

3-3 いじめ・不登校等への取組の充実

- ・ いじめを見逃さない学校づくりの推進
- ・ 生徒指導体制やカウンセリングの充実
- ・ インターネット等にかかる問題への対応
- ・ 不登校を生み出さない学校づくりの推進
- ・ 不登校児童生徒への社会的自立に向けた支援
- ・ チーム学校の推進【後掲】
- ・ 非認知能力の育成【後掲】

3-4 体験活動の充実

- ・ 持続可能な開発目標（SDGs）などを踏まえた体験活動の推進
- ・ 青少年教育施設を活用した体験活動の推進
- ・ 埋蔵文化財センターにおける文化財等を活用した体験学習の推進
- ・ 地域資源を活かした体験的な環境教育・環境学習の推進
- ・ ボランティア活動の推進【再掲】

3-5 文化・芸術活動を通じた豊かな感性の育成

- ・ 子供が伝統文化・芸術に触れる機会の充実
- ・ 学校における文化活動の充実

3-6 児童生徒の体力・運動能力の向上

- ・ 体力・運動能力調査を踏まえた取組の推進
- ・ 運動部活動などの活性化

3-7 学校保健の充実・食育の推進

- ・ 家庭や地域と連携した健康教育の推進
- ・ 学校における食育の推進
- ・ 薬物乱用防止教育の推進
- ・ 子供の生活リズム向上への普及・啓発

3-8 防災教育・安全教育の推進

- ・ 地域や家庭と連携した防災教育の推進
- ・ 交通安全教育・防犯教育の推進

基本目標3 豊かな心と健やかな体を備えたタフな人づくりを推進します

施策の方針 3-1

心の教育・道徳教育の充実

現状と課題

- 本県では、教科書と併せていしかわ版道徳教材「ふるさとがはぐくむ 道徳いしかわ」の活用などにより道徳教育の充実に取り組むとともに、保護者や地域の人々をゲストティーチャーに迎えた授業の公開など、学校・家庭・地域が連携した道徳教育を推進しています。
- 小中学校における「特別の教科 道徳」の実施により、「考え、議論する道徳」の質的転換の具現化に向け、発達の段階を踏まえた指導方法の工夫・改善が求められています。
- 本県では、「心の教育推進大会」の開催や、「親子の手紙」の募集、高校生ボランティアリーダーの養成など、家庭や地域と連携しながら、子供たちの豊かな心を培う心の教育を推進しています。家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、親子のコミュニケーションづくりや、地域の人々が、絆を深めながら子供たちを見守り社会全体で子供たちの成長を支援していくことが求められています。
- 子供の読書活動は、「子供が、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」であり、「石川県子ども読書活動推進計画（第四次）」に基づき、社会全体での子供の読書活動の推進が求められています。

主な取組

- ◆ いしかわ版道徳教材の活用推進
いしかわ版道徳教材にちなんだ映像資料集（DVD）を活用するなど、全ての公立小中学校で「いしかわ版道徳教材」の効果的な活用を促進します。

◆ 道徳の指導方法の工夫・改善

「考え、議論する道徳」の具現化に向け、主体的・対話的で深い学びの視点を取り入れた授業改善を進め、問題解決的な学習や、道徳的行為に関する体験的な学習など、発達の段階を踏まえた効果的かつ多様な指導方法の工夫・改善を推進します。

高等学校における道徳教育については、教育活動全体を通じて行っており、道徳教育推進教師を中心に、各学校の実態に応じた道徳教育を推進していきます。

◆ 学校・家庭・地域との連携による道徳教育の充実

- ・ 道徳の授業公開や、保護者や地域の人々も参加できる道徳の授業の工夫・改善などを通して、道徳の意義について共通理解を深め、学校・家庭・地域との連携による道徳教育を充実します。
- ・ 保護者や地域の人々をゲストティーチャーとして学校に招き、子供たちの心に響くメッセージを通して、子供たちの豊かな人間性を育みます。

◆ 豊かな心を育む読書活動の充実

- ・ 県立図書館において、読書への関心を高めるため、講座やワークショップ等、多彩なイベントの開催を通して、読書活動を推進します。
- ・ 県立図書館において、児童コーナーの図書等を充実するとともに、子供向けに絵本の読み聞かせを行うなど、読書に親しむ機会の充実を図ります。
- ・ 「朝の読書」などの取組を通して、子供たちの心の糧となる読書活動を推進します。

◆ 絆を深める「心の教育」の充実

- ・ 親子それぞれの思いを短い手紙に託し、家族のコミュニケーションを図る「親子の手紙」の募集や、社会全体で心の教育を進める意識を高めるために開催する「心の教育推進大会」など、様々な事業を展開し、心の教育の充実を図ります。
- ・ 地域の人々が、子供たちと積極的に関わり、公共マナーの大切さや交通ルールの遵守を呼びかける「グッドマナーキャンペーン」を開催するほか、公民館や放課後子供教室等の活動を支援し、地域の人々と子供たちが交流を深める機会の確保に努めます。

◆ ボランティア活動の推進

「高校生ボランティアリーダー養成事業」等により、学校内外でボランティア活動の核となる高校生ボランティアリーダーを養成するとともに、リーダーを中心とした活動の輪を広げ、学校、家庭、地域、関係機関等の協力のもとボランティア活動の推進を図ります。

現状と課題

- 21世紀は「人権の世紀」と言われています。しかしながら、女性、子供、高齢者、障害のある方などに対する差別や、同和問題、インターネットによる人権侵害など様々な人権問題が今なお存在しており、特に子供のいじめや虐待などが、社会的な問題となっています。
- また、東日本大震災に伴う風評等に基づく人権侵害、性的少数者への偏見や差別、新型コロナウイルス感染者等への差別といった人権課題に対し、人権教育の重要性はますます高まっています。
- こうした背景のもと、平成27年に改定された「石川県人権教育・啓発行動計画」を踏まえ、学校教育や社会教育において、人権や人権擁護に関する理解を深めるとともに、人権がもつ価値や重要性を共感的に受け止めるような人権感覚を育成する必要があります。

主な取組

◆ 学校教育における人権教育の推進

- ・ 児童生徒の発達段階に応じ、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等の特質を踏まえ、学校の教育活動全体を通じた人権教育を推進します。
- ・ 生徒を対象とした人権教育講話や、人権教育副読本、人権教育資料などの教材を活用し、人権教育の充実に努めます。
- ・ 人権教育推進校における実践事例や研究成果を全校に周知することにより人権教育の改善、充実に努めます。

◆ 社会教育における人権教育の推進

- ・ 市町の人権教育担当者や社会教育関係団体の指導者や公民館職員に対する研修を実施し、市町や社会教育関係団体の人権意識の高揚を図ります。
- ・ 人権啓発資料を作成し、市町や社会教育関係団体に配布するなど、人権意識の啓発に努めます。

◆ 教職員の人権意識の向上

- ・ 学校長のリーダーシップのもと、人権教育担当者を中心とした校内推進体制を確立し、全教職員の共通理解に基づいた人権教育を推進します。
- ・ 初任者研修、6年目教諭研修、中堅教諭等資質向上研修などの悉皆研修において、人権教育に係る研修を実施し、教職員の人権意識の向上を図ります。

現状と課題

- 本県では、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「石川県いじめ防止基本方針」を策定し、「いじめを見逃さない風通しのよい学校づくり」を推進してきました。積極的な認知に努めた結果、いじめの認知件数は近年、増加傾向にあります。
しかし、依然として、いじめを背景とした自殺が、社会問題となっており、今後とも子供の発する小さなサインを見逃すことなく、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向け、学校の組織的な対応を行っていく必要があります。
- スマートフォン等のインターネット接続機器の急激な普及により、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）やインターネット上のトラブルやいじめなどへの対応が課題となっています。家庭でのルール作りやフィルタリングの徹底など、保護者への啓発はもとより、児童生徒へのメディアリテラシー教育の充実が必要です。
- 本県における小学校及び中学校の不登校児童生徒数は、全国と同様に、増加傾向にあります。このため、これまでの不登校児童生徒への社会的自立に向けての支援に加え、不登校を生み出さない未然防止の取組が必要です。

主な取組

- ◆ **いじめを見逃さない学校づくりの推進**
 - ・ いじめは、「どの子供にも、どの学校でも、起こりうる」ものであることを、全教職員が十分認識するとともに、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底します。
 - ・ 校長をトップとする「いじめ問題対策チーム」を常設し、いじめの問題に組織的に対応するとともに、学校の要請に基づき専門的見地から助言を行う「いじめ対応アドバイザー」を派遣するなど、「いじめを見逃さない・風通しのよい学校づくり」を推進します。
 - ・ 子供に関するトラブル解決等のノウハウを持つ弁護士が「いじめ予防教育」の出前授業を行うことで、児童生徒がいじめについて考える機会を増やし、未然防止を推進します。
- ◆ **生徒指導体制やカウンセリングの充実**
 - ・ 生徒指導の方針・基準に一貫性を持たせ、学校全体の協力体制の中で情報共有・共通理解のもと組織的な校内指導体制を充実します。
 - ・ 専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを全ての公立小中学校に配置するとともに、スクールソーシャルワーカーの派遣等により各学校への支援を積極的に進めます。

- ・ 教員のカウンセリング力を高めるため、カウンセリングに関する専門研修を行い、学校の相談機能の向上を図ります。
- ・ 管理職を対象とした、スクールカウンセラーの効果的な活用のための研修を行い、学校の相談体制の強化を図ります。
- ・ 外部専門家による研修や、連絡協議会を開催し事例研究を行うこと等を通じて、スクールカウンセラーの資質向上を図ります。

◆ インターネット等にかかる問題への対応

- ・ 子供たちの発達段階に応じたインターネット利用におけるメディアリテラシー教育を充実します。
- ・ 子供たちをインターネット利用に潜む危険性から守るため、保護者をはじめとする関係者向けのパンフレットの配布やPTA等が行う講座の開催を支援し、家庭でのルール作りや日常の見守りの大切さ、スマートフォン等インターネット接続機器のフィルタリングの徹底について啓発を図ります。

◆ 不登校を生み出さない学校づくりの推進

「小中連携」など学校種間連携を進め児童生徒理解を深めるとともに、学校において授業改善や生徒主体の行事の活用などを通して、「居場所づくり」と「絆づくり」を中心に、不登校を生み出さない学校づくりを推進し、児童生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。

◆ 不登校児童生徒への社会的自立に向けた支援

- ・ 教育支援センター（やすらぎ教室）の活動を充実させるとともに、臨床心理士会や医療機関等との緊密な連携や、フリースクールとの意見交換などを通して、児童生徒・保護者に対する相談及び通室生の社会的自立への支援を進めます。
- ・ 不登校又は不登校傾向にある児童生徒に、石川の豊かな自然を生かした自然体験活動や集団宿泊体験活動を提供する「わくわく夢塾」を実施し、自信や達成感、他者への信頼感などを実感させ、社会への適応力を高め、社会的自立を支援します。

◆ チーム学校の推進【後掲】

（施策の方針4-4「学校の組織的な対応力の向上」に記載）

◆ 非認知能力の育成【後掲】

（施策の方針6-2「家庭の教育力の向上」に記載）

現状と課題

- 都市化、少子化の進展、地域とのつながりの希薄化、情報メディアの急速な普及などにより、子供たちの成長に必要な遊びや体験活動、本物を見る機会が少なくなっていることが指摘されています。
- 幼少期から多くの人と関わりながら、体験を積み重ねることは、「社会を生き抜く力」として必要となる基礎的な能力を養うという効果があり、社会で求められるコミュニケーション能力や、自立心、チャレンジ精神、異なる他者と協働する能力等を育むために、様々な体験活動が求められています。
- 本県では、いしかわ子ども自然学校や海洋チャレンジプログラムの実施など、青少年教育施設を活用した自然体験、宿泊体験プログラムの充実を図ってきており、引き続き、石川の豊かな自然を生かした自然体験活動や、本物に触れる様々な体験活動を推進する必要があります。
- 温暖化や生物多様性の損失など地球環境の悪化が深刻化する中、人々が、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが不可欠であり、特に次代を担う子供たちに対する環境教育は重要な意義を有しています。このため、子供たちが体験活動を通じて環境保全や自然保護に対する意識を高めしていく必要があります。

主な取組

◆ 持続可能な開発目標（SDGs）などを踏まえた体験活動の推進

持続可能な社会の担い手を育成するため、小・中・高等学校等において、学習指導要領に基づき教科等横断的に環境教育を進めるとともに、持続可能な社会づくりへの意欲等を高めるため、自然体験活動や農林漁業体験などの推進に努めます。

◆ 青少年教育施設を活用した体験活動の推進

- ・ 学校や少年団体等に対する、体験活動の教育的効果の周知とあわせ、協調性の育成や、より達成感が感じられる体験プログラムを開発するなど、青少年教育施設における活動内容の充実を図ります。
- ・ 石川の豊かな自然の中で大自然の摂理を体験的に学び、自然保護の大切さや思いやりの心を育むため、「いしかわ子ども自然学校」や「海洋チャレンジプログラム」などの体験プログラムを提供し、その充実を図ります。

◆ 埋蔵文化財センターにおける文化財等を活用した体験学習の推進

- ・ 埋蔵文化財センターの古代体験ひろばや県内各地の発掘現場、学校へ出向いての考古学教室など

で、子供たちに古代の暮らしや技術を体験する機会を提供します。

- 市町とも連携を図り、「石川まいぶん博士」に認定する事業を実施するなど、地域の特色ある文化財や遺跡に触れ、ふるさとの歴史を学ぶ機会を提供します。

◆ **地域資源を活かした体験的な環境教育・環境学習の推進**

- いしかわ版里山づくりISO制度に基づき、学校が行う森づくり活動などの里山里海保全活動の取組を県が認証し、活動に必要な道具の貸し出しや講師の派遣などを実施するほか、いしかわ学校版環境ISO制度に基づき、児童生徒が主体的に環境保全に取り組めるよう、学校における活動を支援します。
- 子供たちの自然を愛護する心や生き物に対する関心を育むため、自分たちの地域に生息するツバメの数や巣の場所を自ら踏査する「ふるさとのツバメ総調査」を県内全ての公立小学校で実施します。

◆ **ボランティア活動の推進【再掲】**

(施策の方針3-1「心の教育・道徳教育の充実」に記載)

現状と課題

- 幼い頃から優れた文化に触れる経験は、子供の豊かな感性や創造性、文化に親しむ心を育みます。また、本県ならではの特色ある文化に触れることは、子供たちにとって、ふるさと石川に対する誇りと愛着の醸成につながります。
- 令和2年10月には、日本海側初の国立美術館として国立工芸館が開館し、本県の文化の土壌に更に厚みが加わり、その魅力が一層高まりました。本県の質の高い文化の魅力を活かし、子供たちがさまざまな伝統文化・芸術を鑑賞・体験する機会の充実が求められています。
- また、子供たちが多くの時間を過ごす学校においても、身近に伝統文化や芸術文化に触れられる環境をつくるのが大切です。

主な取組

◆ 子供が伝統文化・芸術に触れる機会の充実

古典芸能やオーケストラなど優れた舞台芸術の鑑賞教室のほか、邦楽、舞踊などの伝統芸能や美術などの芸術について、各分野の第一線で活躍する先生方から手ほどきを受ける機会の充実に取り組みます。

また、国内で唯一の工芸専門の国立美術館である国立工芸館と周辺文化施設が連携し、全国の間国宝等の作品鑑賞や体験イベントを通じて、日本の本物の工芸文化に触れる機会の充実に努めます。

◆ 学校における文化活動の充実

美術館や歴史博物館の学芸員による学校への出前講座のほか、作品展や学園祭などの文化的行事や部活動における公演・創作といった自主的な活動への支援などを通じて、子供たちが優れた文化を鑑賞し、体験学習する機会の充実に努めます。

また、伝統芸能などの地域に伝わる文化に触れる機会を多く設けることで、我が町や地域の文化を継承していこうとする意欲を高めます。

現状と課題

- 本県の児童生徒の体力は、小学生の運動習慣づくりを目的として実施した「スポチャレいしかわ」や、公立小・中・高等学校における「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（体力・運動能力調査）の結果を踏まえた「体力アップ1校1プラン」などの取組により、上昇傾向にあり、体力・運動能力調査においても、全国上位に位置しています。
- しかしながら、積極的に運動やスポーツに取り組む子供とそうでない子供に二極化する傾向があるなど、学校体育の充実や、運動部活動などの活性化はもとより、更なる運動機会の確保が求められています。

主な取組

- ◆ **体力・運動能力調査を踏まえた取組の推進**
 - ・ 各学校において、体力・運動能力調査等の結果を踏まえ、児童生徒の実態や学校の実情に即した取組（体力アップ1校1プラン）を実践・継続することにより、児童生徒の体力向上を図ります。
 - ・ 小学校の学級単位で種目に挑戦し、インターネットによりリアルタイムに反映する記録やランキングを上げる楽しさ、運動そのものの楽しさ、仲間と取り組む楽しさにより、運動への動機付けを図る「スポチャレいしかわ」の取組を通して、本県小学生の運動習慣の定着及び体力の向上を図ります。
- ◆ **運動部活動などの活性化**
 - ・ スポーツ指導の資格や専門的な技術指導力を備えた地域のスポーツ人材を、運動部活動に派遣することにより、専門的指導を求める生徒のニーズに応え、運動部活動の充実と活性化を図ります。

現状と課題

- アレルギー疾患やメンタルヘルスなど、子供たちの健康課題が多様化しており、健康観察や健康相談、保健指導の充実に向け、全ての教職員による組織的な対応が求められています。
- 令和元年度の「学校保健統計調査」の結果によると、本県の児童生徒のむし歯患率や、一人当たりの平均むし歯数が全国平均より高い（石川県0.90、全国0.70）ことから、生涯にわたって健康的で活力ある生活を送るためにも、子供たちの健康的な生活習慣の確立とあわせ、歯と口の健康づくりの一層の推進が必要です。
- 栄養の偏り、朝食欠食による食習慣の乱れに起因する肥満や生活習慣病の増加等、児童生徒の健康に関する課題の解決を図るためには、児童生徒の発達段階を考慮し、学校教育活動全体を通じて学校における食育の組織的・計画的な推進が必要です。
- 「全国学力・学習状況調査」と「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果によると、朝食摂取と学力・体力との相関性がみられることから、朝食摂取率の向上が求められています。
- 死亡原因の一位であるがんについての正しい理解と、健康と命の大切さについて理解が進むよう取り組みが求められています。
- 違法薬物の乱用については、特に若年層における大麻の乱用の広がりが深刻となっており、児童生徒が早い時期から薬物乱用の恐ろしさについて正しい知識を身に付けることが重要であることから、青少年に対する薬物乱用防止教育の充実が求められています。

主な取組

- ◆ **家庭や地域と連携した健康教育の推進**
 - ・ 各学校で学校保健計画、保健室経営計画を作成し、学校保健委員会を中心に家庭や地域の関係機関と連携を図りながら、児童生徒の基本的な生活習慣を培うとともに、組織的な健康観察や健康相談、保健指導の充実に取り組みます。特に、児童生徒の食物アレルギーについては、「学校における食物アレルギー対応指針 石川県版」に基づき、教職員研修などを実施し、学校における対応の充実を図ります。
 - ・ 子供たちのむし歯、歯肉炎の予防をはじめ、健康的な生活習慣の確立等、学校における歯科保健指導の充実を図るとともに、地域内での歯科保健活動をより一層充実させるため、学校、行政、医療機関等が連携したネットワークの構築を図ります。

- がん対策基本法により定められた、国の第3期がん対策推進基本計画に基づき、学校医や専門医など外部講師の活用等により、健康教育の一環として、がんに関する正しい理解や、健康と命の大切さについて主体的に考え、共に生きる社会づくりに寄与する資質・能力の育成を図ります。

◆ 学校における食育の推進

- 食に関する指導の全体計画や教科等の年間指導計画に基づいた、学校全体を通じた食に関する指導の充実に取り組み、栄養のバランスや朝食摂取などの食事の重要性、食品を選択する能力、食物や生産者への感謝の心などの育成を図ります。
- 地域の産物や伝統的な食文化の理解を深めるために、地場産物の活用を促進し、学校給食に郷土料理や行事食などを組み合わせた献立を積極的に取り入れるなど、学校給食の充実を図るとともに、学校給食を食育の「生きた教材」として活用します。

◆ 薬物乱用防止教育の推進

児童生徒が薬物乱用の危険性・有害性について正しい知識を身に付けるとともに、規範意識の向上を図るため、全ての公立学校で警察官や学校薬剤師等を講師とする薬物乱用防止教室を開催するなど、薬物乱用防止教育を推進します。

◆ 子供の生活リズム向上への普及・啓発

幼児を対象に、「早寝・早起き・朝ごはん」など基本的な生活習慣を見直すためのチェックカード「げんきいっぱいカード」を配布するなど、子供の生活リズム向上についての普及・啓発に取り組みます。

現状と課題

- 東日本大震災以降の防災に対する意識の高揚や、近年の豪雨の発生による水害や土砂災害ハザードマップの改定が進められていることをうけ、これまで以上に学校の防災体制の構築及び実践的な防災教育の推進が求められています。
- 本県では、弾道ミサイルの発射やテロへの対応などの新たな危機事象への対応のため、「石川の学校安全指針」を改定するとともに、各学校に学校防災アドバイザーを派遣し、各校の危機管理マニュアルの点検・改善や、地域と連携した実践的な避難訓練を実施するなど、より具体的な防災教育を推進しています。
- 危機管理に関する研修会の実施などを通して、教職員の学校防災に必要な知識と実践力を養成しており、引き続き、学校の災害対応力向上のため、教職員の学校防災に係る指導力の育成が求められています。
- 本県での児童生徒の交通事故件数は減少傾向にあります。自転車での重大事故が発生しており、今後とも、交通安全教育を継続的に行うとともに、通学路の安全対策を講じる必要があります。

主な取組

◆ 地域や家庭と連携した防災教育の推進

学校防災については、地域や家庭と連携した、より実践的な避難訓練の実施や、各学校で危機管理マニュアルの見直しを行い、学校の危機管理体制の強化を図るとともに、教職員を対象とした危機管理に関する研修会の実施などを通して、学校防災の指導力の向上を図ります。

◆ 交通安全教育・防犯教育の推進

- ・ 市町が行う通学路の合同点検等において、通学路安全対策アドバイザーを派遣するなど、通学路の危険箇所の対策を推進するとともに、各学校において警察や関係機関と連携した交通安全教室を実施します。
- ・ 各学校で警察等の関係機関と連携した、演習・実技を取り入れた防犯教室を実施し、児童生徒の危険予知・回避能力を育成します。

基本目標4 信頼される質の高い学校づくりを推進します

《 施策の方針 》

4-1 新型コロナウイルス感染症と共生していく学校運営

- ・ 感染症への正しい理解を深める取組の推進
- ・ 差別・いじめの根絶に向けた指導の徹底
- ・ 外部人材等も活用した児童生徒への心のケアの実施
- ・ 臨時休業時におけるオンライン学習による学びの保障
- ・ 感染症対策に起因する教員の負担の軽減

4-2 キャリアステージに応じた「いしかわ型教員研修体制」の充実

- ・ 県教員総合研修センターによる研修の充実
- ・ いしかわ師範塾による指導力の向上
- ・ 大学との連携による専門性の向上
- ・ 体罰根絶に向けた取組の推進
- ・ 教職員のワークライフバランスと健康の保持増進
- ・ 教員のICT活用指導力の向上【再掲】

4-3 優秀な教員志望者の確保と養成

- ・ 優秀な教員志望者の確保
- ・ いしかわ師範塾の取組の充実

4-4 学校の組織的な対応力の向上

- ・ チーム学校の推進
- ・ マネジメント能力を高める研修の充実
- ・ 教職員人事評価システムの充実

4-5 多様なニーズに応える学校づくりの推進

- ・ 小中一貫、中高一貫教育の充実
- ・ 定時制・通信制高等学校の充実
- ・ 外国人児童生徒等に対する支援
- ・ 夜間中学に係るニーズの把握
- ・ 高等学校の特色に応じた取組の充実【再掲】

4-6 教職員の多忙化改善の推進

- ・ 多忙化改善に向けた取組の推進
- ・ 県内一斉の取組
- ・ 教育委員会における学校・教職員に対する取組
- ・ 学校の工夫による独自の取組
- ・ 部活動指導における取組

4-7 教育環境の整備・充実

- ・ 学校施設の長寿命化の推進
- ・ GIGAスクール構想に基づくICT環境等の整備
- ・ 産業構造や技術革新に対応できる高等学校の環境整備
- ・ 社会的な支援が必要な子供たちへの支援

4-8 建学の精神を尊重した私学の振興

- ・ 私立学校における教育環境の維持・向上
- ・ 私立学校における修学上の経済的負担の軽減
- ・ 私立学校における経営の健全性の確保
- ・ 専修・各種学校の振興

基本目標4 信頼される質の高い学校づくりを推進します

施策の方針 4-1

新型コロナウイルス感染症と共生していく学校運営

現状と課題

- 令和2年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という未曾有の状況に直面し、学校現場では3月からの5月末までの約3ヶ月間、学校の臨時休業を余儀なくされました。
- 臨時休業期間中は、各学校では、学習課題の提示や電子メールでの情報提供、オンライン学習など様々な取組を行い、学校再開後は、夏休みや土曜日の活用や6限を7限にするなどの時間割の工夫、行事の縮減・中止により、休校に伴う授業の遅れを取り戻しました。
- 新型コロナウイルス感染症の影響は、学習面のみならず、学校行事や部活動の大会を延期や中止せざるを得なくなるほか、児童生徒への心のケアや人権への配慮が必要となるなど様々の面に及んでおり、その一つ一つに丁寧に対応しながら、学校運営に取り組んでいます。
- 新型コロナウイルス感染症への対応は長期になると見込まれる中、「新しい生活様式」を踏まえ、感染のリスクをできるだけ減らしつつ、子供たちの健やかな学びを保障するための取組を進め、新型コロナウイルス感染症と共生していく学校運営を行っていく必要があります。

主な取組

◆ 感染症への正しい理解を深める取組の推進

新型コロナウイルス感染症への対応の長期化が予測されており、学校生活においては、休み時間や登下校など教職員の目が届かないところでの児童生徒の行動が大きな感染リスクとなるため、児童生徒が新型コロナ感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動ができるよう、発達の段階に合わせて感染症対策に関する指導を行います。

◆ 差別・いじめの根絶に向けた指導の徹底

感染者、濃厚接触者とその家族、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族、社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別、いじめにつながるような行為は断じて許されないという指導を徹底します。

◆ 外部人材等も活用した児童生徒への心のケアの実施

児童生徒の心身のストレスや不安などが懸念される場合には、児童生徒の様子を丁寧に観察し、細心の注意を払って生徒指導を行うとともに、必要に応じて、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの集中的配置等も行いながら、各家庭と連携した心のケアを行います。

◆ **臨時休業時におけるオンライン学習による学びの保障**

今後、やむを得ず臨時休業をしなければならない事態が起こった場合には、ICTを活用したオンライン学習により学びを保障します。

また、その備えとして、通信環境がない家庭に貸し出すための、ルーターやタブレットを配備するとともに、ICTを活用した効果的な指導ができるよう研修を通じて教員の指導力向上を図ります。

◆ **感染症対策に起因する教員の負担の軽減**

清掃や消毒作業など感染症対策により教員の事務負担の増加が見込まれる場合には、学習プリントの印刷・配布や、校内の清掃・消毒作業などの補助を行うスクール・サポート・スタッフの配置などにより、教員が児童・生徒への授業に専念できる体制を整えます。

現状と課題

- 本県では、教員の大量退職・大量採用に伴う教員の急激な世代交代が進んでおり、本県の教育力の維持向上のためには、ベテラン教員の指導力の継承と、若手教員をはじめとする現職教員の指導力の向上が喫緊の課題となっています。
- 新規採用教員が増える中、若手教員の実践的な指導力の育成が肝要です。更に、学校を取り巻く課題が多様化する中、教員がそれぞれの段階や立場で求められる専門性の向上も求められています。また、子供たちの人格形成に関わる一人の人間として、教員には豊かな人間性や社会性はもとより、高い使命感と倫理観が求められます。このため、初任者研修等の基本研修の充実をはじめ、高等教育機関と連携した教員の指導力や専門性の向上に今後とも取り組んでいく必要があります。
- ベテラン教員の大量退職を踏まえ、学校現場においては、次代の中核的リーダーとなる教員の養成が不可欠です。本県では、学校のリーダーとして必要な能力や専門性を身に付けるための研修や県全体の教科指導をけん引する資質・能力を身に付けるための研修を実施し、中堅教員の資質向上を図っているところです。
- 教職員の多忙化を踏まえ、平成29年度には集合型研修の整理・統合を行い、県教育委員会各課が実施していた研修を県教員総合研修センターに一元化し、重点化を図るなどして、研修のボリュームを削減し、学校現場で教職員が児童生徒と向き合う時間の確保にも努めています。
- 県教員総合研修センターといしかわ師範塾との密接な連携より、採用前の学生から現職教員、退職後の再任用教員まで、教員のキャリアステージに応じた質の高い研修体制を整備しています。
- 教員による体罰は、年々減少傾向にあるものの、依然として体罰事案が発生しており、体罰根絶に向けた取組を徹底し、児童生徒や保護者から信頼される学校づくりを推進する必要があります。
- 教職員の健康の保持増進については、多忙化や業務の複雑化、困難化を背景に、本県においても全国と同様、うつ病などの精神疾患による教職員の休職者全体に占める割合は6割前後で推移しており、休職者数は減少傾向にあるものの、未然防止対策や職場復帰支援など、メンタルヘルス対策を推進する必要があります。

主な取組

◆ 県教員総合研修センターによる研修の充実

- ・ 教員のキャリアステージに応じて身に付けるべく資質・能力を明確化した「石川県教員育成指標」と県教員総合研修センターが実施する各種研修を結び付け、それぞれの研修の位置づけを明確にするとともに、指標に掲げられた資質・能力の向上を図ります。

- 教職生活の各段階で求められる専門性の基盤となる資質・能力の向上を図るため、基本研修である初任者研修、3年目・6年目等の経年研修や職務別研修である主任等研修、管理職研修等の充実を図ります。
- 県教員総合研修センターが実施する学校外での研修と各学校で実施する校内研修を体系的に連動させた「若手教員早期育成プログラム」により、採用から10年間程度で一人前の教員に育てる体制の充実を図ります。
- 学校経営力を身に付けた人材の早期育成を図る「学校マネジメント力養成研修」や県全体の教科指導をけん引する中核的リーダーの養成を図る「教科指導リーダー養成研修」等の組織力向上研修を引き続き実施し、中堅教員のさらなる資質向上を図ります。
- ライフ配信やオンデマンド配信による研修講座の充実を図り、集合型研修と組み合わせて実施します。学校現場を離れて受講する集合型研修を精選・縮減することにより、研修参加への負担軽減を図り、教職員の多忙化改善にもつなげます。
- 学校内において、同僚の教員とともに支え合いながらOJTを通じて日常的に学び合う校内研修の充実を図るため、学校や教員の要望に応じて、県教員総合研修センターの指導主事が学校へ出向いて行う自主研修サポートを引き続き実施します。
- 授業におけるICTの効果的な活用方法や主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、発達障害などにより指導が困難と思われる児童生徒への支援方法などの今日的課題に対応した研修の充実を図ります。
- 学びの交流支援室（通称「Edu・Sta(エデュ・スタ)」）において、学習指導法の相談や助言、教材開発の支援、教育情報の収集・提供を行い、教員の自主的な研修を支援します。
- 指導に課題がある教員の指導力向上を図るために、教科指導法や児童生徒理解を深める研修の充実を図ります。

◆ いしかわ師範塾による指導力の向上

- 公立学校教員採用内定者が教育公務員としての使命を自覚し、情熱をもって教育活動に取り組むことができるよう、いしかわ師範塾による採用前研修「ウオームアップセミナー」の充実を図ります。

- ・ 再任用教員がこれまでの経験を生かし、自己の能力を発揮するために、自らの役割を再認識し、経験・知識を十分に発揮できるよう、いしかわ師範塾による再任用教員研修の充実を図ります。
- ・ 複数の教員が課題を共有しながら、学校の枠を越えて勤務時間外に自主的に行う研究会等に対し、いしかわ師範塾で講師派遣などの支援を行います。

◆ 大学との連携による専門性の向上

- ・ 今日的な教育課題を踏まえつつ、教員に必要とされる専門性を育成するため、大学教授から具体的な指導助言が得られる機会を設けるなど、大学と連携・協力しながら研修の充実に努めます。
- ・ 現職教員の教職大学院への派遣により、先端的な教育方法を踏まえた授業実践力、法学的な知見などを踏まえた学校諸課題への対応力の向上を図ります。

◆ 体罰根絶に向けた取組の推進

- ・ 体罰や体罰につながりかねない不適切な指導を見逃さないよう、徹底した実態把握のための調査・検証を毎年度実施し、その結果を踏まえて、体罰を未然に防止する組織的取組や体罰が起きた場合の早期対応・再発防止策など、体罰防止に関する取組を継続的に実施します。
- ・ 校内研修等を通じて体罰禁止の趣旨を徹底するとともに、正しい児童生徒理解に立って信頼関係を築き、体罰によらない指導を徹底するため、経験豊かな指導者による実践的な研修等を通じて教員の倫理観やコミュニケーション能力の向上を図ります。

◆ 教職員のワークライフバランスと健康の保持増進

- ・ 教職員が子供たちと信頼関係を築き、適切な教育活動を行うためには、心身ともに健康で活気に満ちていることが重要であることから、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を意識させ、効率的な校務運営や定時退校を積極的に推進し、教職員のメンタルヘルスの保持増進に努め、長時間勤務者には医師の面接指導を実施します。
- ・ 定期健康診断等による疾病の早期発見と早期治療、生活習慣病等の予防など、健康的なライフスタイルの支援に努めます。
- ・ 教職員の精神疾患の未然防止策として、メンタルヘルス相談窓口の設置や全職員を対象にストレスチェックを実施します。また、職場復帰支援対策として、復帰に向けた職場での訓練や復帰時の勤務負担軽減の実施に努めます。

◆ 教員のICT活用指導力の向上【再掲】

（施策の方針2-2「GIGAスクール構想の実現による学びの質の向上」に記載）

現状と課題

- 全国的に教員志望者が減少傾向になる中、教員の大量退職に伴い、新規に教員を大量に採用しなければならない状況が続いており、教員として資質を備えた優れた人材の確保が喫緊の課題となっています。
- 本県の公立学校の教員採用については、これまで、正規教員経験者への一部試験免除や民間企業での勤務経験者を対象とした選考区分を導入するなどの受験条件を緩和するほか、パンフレットの作成や県内外の大学へ出向いての説明会実施に取り組んでいるところですが、ここ数年、志願者が減少傾向となっています。
- 新規採用の教員が増える中、本県の教員を目指す大学生等が、採用後、即戦力となり得るよう実践的な指導力を採用前の段階から養成しておくことが必要です。このため、本県では、平成25年度から「いしかわ師範塾」を開講し、教員を志す大学生や講師を対象として実践的な研修を実施しています。

主な取組

◆ 優秀な教員志望者の確保

- ・ 本県教育の魅力を伝えるために、県内外の大学へ出向いて説明会を積極的に行うと同時に、県庁において年末年始に帰省した学生を対象とした説明会を開催します。
- ・ 大学生向けに、本県教員への志望が高まるよう若手教員の経歴談や教員募集に関する内容を記載したパンフレットを作成し、配布します。
- ・ 高校生向けに、教員の魅力や大学等での教員免許状取得に関する内容を記載したパンフレットを作成し、県内高等学校に配布します。
- ・ 教員採用試験において、特別支援学校教諭の受験区分の追加や、一部の受験区分や教科で加点制度を設けるなど、受験者の能力を生かせるような工夫を行います。

◆ いしかわ師範塾の取組の充実

- ・ 本県の教員を目指す大学生や本県の公立学校に勤務する講師が、採用前の段階においてコミュニケーション力や指導力の基礎を身に付けることができるよう、「教師としての心構え」「コミュニケーション力の育成」「実践的指導力の養成」「教育体験の充実」を指導の4本柱とし、即戦力となり得る人材の養成と確保に努めます。
- ・ きめ細かな指導による講義や模擬授業、実際の学校現場での教育活動を体験する学校実習など実践的な研修を行うことに加え、将来の教員としての視野を広げるため、県内企業を訪問する企業体験研修を実施するなど、講座内容の充実に努めます。

- 学生クラスでは、年間を通して開講する「標準コース」と夏季・春季休暇中に集中して開講する「短期コース」の設定や、受講生のニーズに合わせて定員を拡充するほか、講師クラスでは、金沢と能登の2会場で開講するとともに、土曜日に加えて平日夜間でも開講するなど、教員を目指す大学生や講師が参加しやすい体制づくりに努めます。
- より多くの大学生に受講してもらうために、募集案内のリーフレットを教員養成系の学部等を有する全国の大学に配布するほか、県内外の大学への訪問や紹介動画を県ホームページに掲載するなど、広報の充実を図ります。

現状と課題

- いじめや不登校、特別な教育的支援を要する児童生徒の増加、情報化の急速な進展など、学校現場における課題が多様化・複雑化しており、教員個々の力量だけでは対応できない事案が増加しています。
このため、校長のリーダーシップの下、教職員がそれぞれの専門性を発揮し、様々な課題に組織として適切に対応できる力を高めていく必要があります。
- また、教職員だけではなく、専門性を持った外部人材や地域の人材の協力を得ながら、地域社会が一体となって教育活動を進めていくことが求められています。
- 学校においては、時代にあった教育活動を展開するために、学校評議員や学校関係者評価等の制度を活用して得られた意見を積極的に取り入れながら、教育課程の改善や校務分掌組織の見直し、地域の教育資源の活用など、PDCAサイクルによって学校のマネジメント能力を高めていく必要があります。
- 学校が組織としての力を発揮するためには、教職員の人事評価を適切に実施し、評価結果を個人人の適性に応じた適材適所の人事配置や処遇へ反映させ、教職員の意欲の向上や能力の開発を進めることが大切です。

主な取組

- ◆ チーム学校の推進
 - ・ 学習指導や生徒指導など学校が抱える課題に対して、退職教員や専門性を有する地域人材を非常勤講師として学校に配置し、課題解決をサポートし学校の教育力の維持向上を図ります。
 - ・ いじめ、不登校、暴力行為などの児童生徒の生徒指導上の課題に対して、臨床心理士や専門性を有する退職教員等をスクールカウンセラー、元警察官などを生徒指導サポーターとして派遣し、学校における問題行動等の未然防止、早期発見や適切な早期対応に努めます。
- ◆ マネジメント能力を高める研修の充実
 - ・ 校長をはじめとする管理職の学校マネジメント能力を高めるため、危機管理や人事管理などの専門知識や教養等を身に付ける研修を実施するとともに、生徒・保護者・地域のニーズや学校組織の特徴を踏まえた具体的な学校改善の専門的知識等を身に付ける研修を実施します。
 - ・ 企業経営者の講演を通して組織のマネジメント手法を学ぶなど、教職員のチーム力を高める研修を実施します。

- 将来、管理職として活躍することが期待される教員に、マネジメント能力を計画的に育成するために、キャリアステージに応じた段階的な研修機会を提供し、人材育成に取り組みます。

◆ **教職員人事評価システムの充実**

- 教職員の職務遂行や勤務実績をより客観的に把握・評価し、適切に処遇へ反映します。また、教職の目標設定や評価の過程における面談等を通じ、組織内のコミュニケーションの充実、学校運営への参画意識の向上を図ります。
- 人事評価の項目は、例えば、教職員の働き方や業務改善の意識に関する視点を付加するなど、適時、社会の変化に応じて見直しを行います。

現状と課題

- 市町において、義務教育段階を通しての計画的・継続的な学力・学習意欲の向上やいわゆる「中1ギャップ」の解消等に向けて、小中連携の教育活動を取り入れた学校づくりに積極的に取り組んでいます。改正学校教育法により、小中一貫教育が制度化されたことから、小中連携・一貫教育に向けた市町の取組に対して必要な支援を行っていく必要があります。
- 平成16年度に設置した併設型中高一貫教育校においては、特色ある教育課程に基づき、6年間の継続的・計画的な教育活動を展開することにより、確かな学力、コミュニケーション能力、豊かな人間性等を育み、生徒の個性や才能の伸長を図っています。
- 高等学校段階での教育については、中学校を卒業した生徒の約99%が高等学校等へ進学している状況の中で、生徒の能力や適性、興味関心は多様化しており、生徒の学習ニーズや進路希望等に対応した教育を受けられる学校づくりが求められています。
- 日本語指導の必要な児童生徒が増加傾向にあり、学校生活に円滑に適應できるよう、日本語指導等の支援が求められています。

主な取組

- ◆ **小中一貫、中高一貫教育の充実**
 - ・ 小中学校間の接続をより円滑に行い、いわゆる「中1ギャップ」を解消するために、小学校高学年からの教科担任制を本格的に導入することを検討するとともに、小中学校の緊密な連携を推進し、学習面や生徒指導面等において、継続性・連続性のある指導を行います。
 - ・ 小中連携・一貫教育に向けた市町の取組に対して、情報提供等を含めて必要な支援を行います。また、新たに制度化された「義務教育学校」を設置する際には、一体的な組織の下で地域の実情や児童生徒の実態に応じた多様な教育実践が行われるよう支援します。
 - ・ 併設型中高一貫教育校においては、特色ある教育課程により論理的な思考力やコミュニケーション能力等を育み、世界や地域の持続可能な発展に貢献できる人材の育成を目指した取組を充実します。また、中高一貫教育の成果と課題の検証を継続的にを行い、教育内容の工夫・改善に努めます。
- ◆ **定時制・通信制高等学校の充実**
 - ・ 生徒の多様な学習目的や生活スタイルに柔軟に対応できるよう、学校間の連携や生徒の実態に応じた指導法の工夫・改善など通じて、教育内容の充実を図ります。また、夜間制と昼間制、定時制と通信制の授業を組み合わせることで履修することにより早期に卒業できるなどの単位制のメリットを十分に生かしながら、生徒の負担を軽減するとともに、より効果的な高等学校教育の提供に努めます。

- 定時制高等学校において通級指導教室を設置し、障害による学習上や生活上の困難を改善又は克服に向けた指導に努めます。

- ◆ **外国人児童生徒等に対する支援**
外国人児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒が円滑に学校生活に適應できるよう、小中学校に設置されている日本語指導教室における指導内容の充実に努めます。

- ◆ **夜間中学に係るニーズの把握**
夜間中学校については、市町教育委員会を通じて、夜間中学校の設置のニーズの把握に努めます。

- ◆ **高等学校の特色に応じた取組の充実【再掲】**
(施策の方針2-1「確かな学力の育成」に記載)

現状と課題

- 本県では、平成29年4月から実施している教職員勤務時間調査において、いわゆる「過労死ライン」とされる月80時間を超える時間外勤務を行った者が多数いるなど、教職員の多忙な勤務状況が明らかになっています。
- こうした多忙な勤務状況を見直さなければ、教職員が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損ない、子供たちと真摯に向き合うことが出来なくなり、更には教職員を志望する優秀な人材の確保が困難になることが危惧されます。
- 平成29年8月に、教職員多忙化改善推進協議会を立ち上げ、学校現場等の意見も聴取しながら協議を重ね、月80時間を超える教職員ゼロを目標として、平成30年3月、「教職員の多忙化改善に向けた取組方針」を策定し、同年4月より、県下で足並みを揃えながら多忙化改善に向けた取組を進めてきました。
- 取組を進めた結果、小学校、中学校、全日制高等学校において、時間外勤務時間の月平均、月80時間超の人数の割合が、いずれも減少しており、取組の成果が一定程度現れていると考えています。
- しかしながら、特に、中学校においては、月80時間を超える時間外勤務を行なった者が多数いるなど、依然として多忙な勤務状況は続いており、更に深掘りした取組の継続が必要であると考え、令和2年3月、取組方針の改定を行ったところです。
- 国においては、平成31年1月に、学校における働き方に関する総合的な方策について中央教育審議会より答申が示され、令和元年12月には「公立の義務教育諸学校等の給与等に関する特別措置法」が改正、翌1月には時間外勤務の上限を月45時間、年360時間とする指針が告示されるなど、教職員の多忙化改善に向けた一定の方向性が示されているところですが、多忙化の抜本的解消には、国による定数改善が必要不可欠であり、この点については、未だ具体の計画が示されておらず、引き続き国に対して改善を求めていく必要があります。

主な取組

◆ 多忙化改善に向けた取組の推進

「教職員の多忙化改善に向けた取組方針」に盛り込んだ取組について、教育委員会や学校現場等の関係者が出来る限り足並みを揃えて一つ一つ着実に進め教職員の時間外勤務の縮減に努めるとともに、あらゆる機会を通して、国に対して定数改善計画の策定を要望していきます。

(取組方針の内容)

◇ 県内一斉の取組

- ・ 学校ごとの「定時退校日」や「最終退校時刻」、旧盆を含む期間に連続する「学校閉庁日」を設定することや、年休の確実な取得、留守番電話の活用など、県内一斉に取り組みます。
- ・ 教職員の勤務時間の現状や多忙化改善に向けた取組について、PTA総会など様々な機会を通して、県教委作成のリーフレットを活用するなどしながら、保護者や地域の方々に理解と協力を求めています。

◇ 教育委員会における学校・教職員に対する取組

- ・ 調査・照会や学校に作成を求める各種計画書・報告書等について、更に整理・統合及び様式等の簡略化を進めることや、教職員の集合型研修等が増大しないよう適切に管理すること、スクール・サポート・スタッフなど外部人材の拡充、統合型校務支援システム等のICT環境整備などにより、教員の事務負担を軽減し、児童・生徒への授業に注力できる体制を整えます。
- ・ 国が示す教員の標準的な職務に基づいて、学校管理規則等を整備するなど、学校及び教員が担う業務の明確化・適正化を図ります。
- ・ 教員専用のWebページ（スマートスクールネット）などを活用し、良質な教材の共有化を更に進めます。

◇ 学校の工夫による独自の取組

- ・ 各学校における時間外勤務の実態、基本方針や達成目標を十分に踏まえ、「業務改善取組事例集」を活用するなど、他校での取組も参考にしながら、会議・校内研修や調査・連絡等の縮減と効率化、学校行事等の工夫、ICTの活用による業務の効率化など、各学校において具体的な取組を積極的に進めます。
- ・ 長時間勤務となっている職員の業務を他の職員に割り振ったり、繁忙な時期の業務の実施時期を変えたりするなど、校内における業務の平準化を更に推進します。

◇ 部活動指導における取組

- ・ 教職員の負担軽減や教科指導等に取り組む時間の確保という観点に加え、生徒の学習面や健康面などバランスのとれた健全な成長の確保という観点も踏まえ、本県の「運動部活動の在り方に関する方針」「文化部活動の在り方に関する方針」に基づいて部活動指導を行います。
- ・ 県内で統一した部活動休養日や適切な活動時間の目安を設定し、年間や月間の部活動計画を作成することで、確実な実施を図ります。
- ・ 部活動指導員の配置を順次拡充するとともに、地域スポーツや競技団体との連携により外部指導者を確保し、練習の質的向上を図るとともに、顧問の負担軽減につなげます。
- ・ 校内の複数の部活動による合同トレーニングや部活動数の適正化、開催する地区大会や強化大

会等の精選など、生徒及び顧問の過度な負担とならないように、各学校や団体等において、部活動運営や大会運営等の工夫を図ります。

現状と課題

- 学校施設は、子供たちの学習・生活の場であると同時に、地震等の非常災害時には地域の人々の応急避難場所となることから、吊り天井や照明などの非構造部材の耐震化を着実に実施する必要があります。
- 昭和40年代後半から昭和50年代の子供の急増期に整備した学校施設は、今後、老朽化の進行が見込まれるため、これらを計画的に改修・更新するとともに、教室への冷房整備やバリアフリー化、省エネルギー化の推進など、機能や性能を向上させていく必要があります。
- 社会のICT化が急速に進む中で、児童生徒の情報活用能力を育成するとともに、ICTを活用した新たな学びを推進するため、ICT環境の整備が求められています。
- 子供の将来が、その生まれ育った環境によって左右されることや、貧困が世代を超えて連鎖することが危惧されています。このため、子供たちが家庭の経済状況等に関わらず、安心して学べるよう支援する取組が必要です。

主な取組

- ◆ **学校施設の長寿命化の推進**
学校施設について、非構造部材の耐震化や教室の冷房整備など環境整備を着実に進めるとともに、施設をより長く使用するため、計画的な維持管理・更新に取り組みます。
- ◆ **GIGAスクール構想に基づくICT環境等の整備**
主体的・対話的で深い学びの視点からの協働型・双方向型授業の実施など授業の質の向上を目指す上で必要となるタブレット端末や大型提示装置、デジタル教科書等のICT機器を充実し、学習環境の整備に努めます。
- ◆ **産業構造や技術革新に対応できる高等学校の環境整備**
成長分野における産業振興や地域活性化の中核を担う専門人材等の養成にむけ、専門性向上に必要な環境整備に努めます。
- ◆ **社会的な支援が必要な子供たちへの支援**
 - ・ 経済的理由により、高等学校、大学等への進学が困難な者に対し、学資の貸与を行うとともに、高校生には、就学支援金や返還義務のない給付型奨学金を支給し、修学機会の確保を図ります。
 - ・ 低所得世帯の子供に対し、退職教員や大学生等のボランティアによる学習支援や日常生活習慣の形成・社会性の育成のための支援を行います。

現状と課題

- 私立学校は、建学の精神と独自の伝統や校風に基づき、時代の変化や生徒・保護者の教育ニーズの多様化に対応した特色ある教育活動を展開しています。また、県内においては、高校生の約29%、幼稚園児の約97%が私立の学校に在籍しており、公立学校とともに、本県における学校教育の発展に重要な役割を果たしています。
- 本県教育の重要な一翼を担っている私立学校に対して、その自主性を尊重し、建学の精神に基づく特色ある学校づくりへの支援が必要です。

主な取組

- ◆ **私立学校における教育環境の維持・向上**
 私立学校の自主性を尊重し、引き続き、私立学校経常費への助成や、施設整備に対する助成などにより、教育環境の維持・向上を図ります。
- ◆ **私立学校における修学上の経済的負担の軽減**
 私立学校の生徒等が経済的理由により修学が困難となることのないよう、就学支援金や給付型奨学金などにより、保護者の経済的負担の軽減に努めます。
- ◆ **私立学校における経営の健全性の確保**
 私立学校経常費に対する助成のほか、関係機関や団体との連携を図り、私立学校が自ら行う経営健全化に対する取組に対し支援します。
- ◆ **専修・各種学校の振興**
 職業に必要な能力の育成や教養の向上を図る役割を担う専修・各種学校の振興を図ります。

《 施策の方針 》

5-1 高等教育機関の「学び」の環境の充実

- 大学コンソーシアム石川と連携した多彩な学びの機会の提供
- 大学コンソーシアム石川等によるグローバル人材の育成
- 大学コンソーシアムと連携した学生の地元定着の促進
- 高等教育機関や国際機関との連携による学術交流の促進

5-2 高等教育機関による「地域の活性化」の推進

- 高等教育機関や学生による地域貢献の促進

5-3 県立の2大学における人材育成・地域貢献の推進

- 県立看護大学での保健・医療・福祉に関する人材育成と地域貢献
- 県立大学での人材育成と、地域ニーズに合致した研究等による地域貢献

基本目標5 高等教育機関の集積を活かした

「学都石川」の魅力向上を推進します

施策の方針 5-1

高等教育機関の「学び」の環境の充実

現状と課題

- 本県には大学、短期大学、高等専門学校をあわせて19^{*}の高等教育機関があり、人口当たりの高等教育機関数は全国第2位、学生数は全国第3位となるなど、多くの高等教育機関が集積しています。

※放送大学石川学習センターを除く

- 学生や県民に多彩な学びの機会を提供するため、県内全ての高等教育機関・自治体や経済界などの連合体である「大学コンソーシアム石川」と連携し、県民向け公開講座や高等学校への出前講座、単位互換授業など実施しており、グローバルな視点を持ち地域に貢献する人材育成など多彩なプログラムを実施すると同時に、幅広い周知を図ることが必要です。

主な取組

◆ 大学コンソーシアム石川と連携した多彩な学びの機会の提供

大学コンソーシアム石川と連携し、いしかわシティカレッジにおいて、大学の単位互換授業、県民向け公開講座、高等学校への出前講座など、多彩な学びの機会を提供することで、学びの環境の充実を図ります。

◆ 大学コンソーシアム石川等によるグローバル人材の育成

海外留学等を促進するプログラムの実施など、国際感覚を養うプログラムを提供することで、県内高等教育機関全体の魅力向上を図るとともに、国際的に活躍することができる次世代の石川の担い手を育成します。

◆ 大学コンソーシアム石川と連携した学生の地元定着の促進

県内高等教育機関が行う、1・2年生等を対象とした県内企業でのインターンシップなど、地域や県内企業の魅力発見や理解促進につながる取り組みを支援することで、県内大学生の地元定着を促進します。

◆ 高等教育機関や国際機関との連携による学術交流の促進

- ・ 県内の高等教育機関やその研究者と国連大学サステイナビリティ高等研究所が連携して開催する学会やシンポジウム等により、学術交流を促進します。
- ・ 国際舞台での活躍を志す県内又は県内出身の学生を、国連本部等の国際機関に派遣し、国際的な活動について理解を深める機会を提供します。

現状と課題

- 高等教育機関の集積を活かし、研究者や学生の力を地域活性化につなげていくため、地域課題の解決に取り組む大学のゼミナールや学生グループに対する支援を行っており、今後も引き続き支援するとともに、学生による地域活動の輪を更に広げて行くことが必要です。
- 県と奥能登2市2町、金沢大学、県立大学、県立看護大学、金沢星稜大学で構成する「能登キャンパス構想推進協議会」（平成22年度設立）により、能登を舞台とした研究、学生の交流や地域貢献活動の促進を通じた、能登の活性化に取り組んでいます。

主な取組

◆ 高等教育機関や学生による地域貢献の促進

地域の課題の解決に取り組む大学のゼミナールへの支援を行うなど、地域が抱える課題解決に向け、高等教育機関の知を活かし、地域と一体となった活性化の取組を推進するとともに、地域の課題に主体的に取り組む課題解決できる人材を育成します。

現状と課題

- 県立看護大学及び県立大学は、大学間の学生獲得競争が激化する厳しい環境のもと、教育、研究及び地域貢献といったあらゆる面においてより高い付加価値を提供し、これまで以上に学生や県民に支持される大学となるため、平成23年4月に1法人2大学からなる石川県公立大学法人に移行しました。
- 県立看護大学では、豊かな人間性や高度な技術を備えた看護職者の育成に加え、現役の看護師に対するキャリアアップ支援事業などに取り組んでおり、今後とも、優れた人材の育成及び地域医療の質の向上に向けた取り組みが求められています。
- 県立大学では、企業、研究所等で技術者、研究者として活躍する人材の育成に加え、ルビーロマンの品種判別技術に関する研究など、地域ニーズに合致した研究開発に取り組んでおり、今後とも、優れた人材の育成及び産学官連携による地域課題の解決への貢献が求められています。

主な取組

◆ 県立看護大学での保健・医療・福祉に関する人材育成と地域貢献

看護大学については、本県の保健・医療・福祉分野を牽引する看護師・保健師・助産師を育成します。

また、専門看護師をはじめとする看護リーダーの養成にも取り組み、地域医療の質の向上に貢献します。

◆ 県立大学での人材育成と、地域ニーズに合致した研究等による地域貢献

県立大学については、農業の6次産業化やバイオ技術の活用など新たな地域ニーズに対応するため、カリキュラムの見直しを行いながら、農林水産業・製造業等で活躍できる人材を育成します。また、産学官連携のもと、受託研究や共同研究を推進し、地域産業の発展に貢献します。

基本目標6 社会全体で家庭や地域の教育力の向上を推進します

《 施策の方針 》

6-1 学校・家庭・地域が一体となって取り組む体制づくり

- ・ 家庭教育を支援するネットワーク構築の推進
- ・ 地域学校協働活動の推進
- ・ 心の教育推進協議会の体制・活動の充実

6-2 家庭の教育力の向上

- ・ 親学び支援の充実
- ・ 非認知能力の育成
- ・ 家庭教育相談体制の充実
- ・ インターネット等にかかる問題への対応【再掲】
- ・ 子供の生活リズム向上への普及・啓発【再掲】

6-3 地域の教育力の向上

- ・ 放課後子ども教室や土曜学習等による地域の人々との交流・学習活動の推進
- ・ 社会教育施設を活用した地域活動の推進
- ・ 家庭教育を支援するネットワーク構築の推進【再掲】

基本目標6 社会全体で家庭や地域の教育力の向上を推進します

施策の方針 6-1

学校・家庭・地域が一体となって取り組む体制づくり

現状と課題

- 人口の減少、家族形態の変容、ライフスタイルの多様化を背景に、人と人とのつながりが希薄化し、家庭教育を支えてきた地域の教育力の低下が指摘されています。一方で、学校現場においても、いじめ・不登校や特別な支援が必要な子供たちの増加など、抱える課題がより一層複雑化・困難化するとともに、教職員の業務が増加し、長時間労働が深刻な状況になっています。このため、これまで以上に学校・家庭・地域が一体となって教育に取り組むことが求められています。
- 学校を地域の拠点として、地域の人々が学校支援を通じて絆を形成し、コミュニティへの参画や地域課題の解決を図っていく取組が進められています。こうした取組がより活発に行われるために、地域と学校の連携が円滑に進められる体制づくりが求められています。
- PTAや青少年健全育成団体等、学校・家庭・地域を代表する団体から構成される「心の教育推進協議会」では、健全な青少年の人間形成を目指し、心の教育を推進するための様々な事業を展開してきましたが、今後も、子供たちを取り巻く環境の変化に対応すべく、所属団体における事業への積極的な参加と団体相互の連携を強めていく必要があります。

主な取組

◆ 家庭教育を支援するネットワーク構築の推進

学校・社会教育関係団体・保育所・公民館・児童館・企業などが相互に連携し、それぞれのノウハウや持ち味を生かしてゆるやかに家庭教育を支援するネットワークの構築を図り、地域ぐるみで子供を育てる体制づくりに取り組みます。

◆ 地域学校協働活動の推進

- ・ 授業の補助をする学習支援、登下校の安全指導、図書室や花壇の環境整備など、地域の方々による、地域の実情に応じた地域学校協働活動の取組が一層推進されるよう取組事例を情報提供するなど市町へ働きかけていきます。
- ・ 地域と学校をつなぐコーディネーターを養成するため、生涯学習センターが実施する公民館職員研修や、健康福祉部と連携して行う放課後子ども総合プラン研修会において、学習プログラムの立案・評価や指導員等の資質向上等に関する実践的な研修の充実を図ります。
- ・ 学校と保護者や地域の方々が、学校の目標やビジョンを共有し、学校・家庭・地域が一体となって子供たちを育て、コミュニティ・スクールの導入を検討する市町に対して、期待される効果や実践事例を情報提供するなど支援に努めます。

◆ 心の教育推進協議会の体制・活動の充実

心の教育推進協議会が実施する「グッドマナーキャンペーン」への協力団体数の増加を図るとともに、いじめ・不登校対策事業等への所属団体からの参画を目指すことで、活動の充実に努めていきます。

現状と課題

- 都市化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化により、保護者が身近な人から家庭教育に関する知識やノウハウを学ぶ機会が少なくなっていることから、子育てに悩みや不安を抱える保護者の孤立化が懸念されています。加えて、生活規律や学習習慣を子供に身に付けさせることが困難な家庭の増加や家庭内のコミュニケーション不足も指摘されており、地域社会全体による家庭教育支援の必要性が高まっています。
- 小学校や中学校に入学前の子供をもつ保護者は、子供の成長に期待を膨らませる一方で、不安や悩みを抱えがちです。本県では、こうした保護者に対する適切なアドバイスを掲載した親学びに関する冊子を配布するとともに、学校における親学び講座の開催を支援しています。
- スマートフォンやパソコンから簡単にインターネットに接続できるようになり、便利になった一方で、ネットいじめやネット依存など、様々なトラブルが発生しています。本県では「いしかわ子ども総合条例」に基づくフィルタリングの徹底をはじめ、家庭でのルール作りの大切さなど、啓発に取り組んでいますが、情報化が加速する中、子供や保護者に対してより一層の啓発を図っていく必要があります。
- インターネット等の普及や家庭の生活様式の多様化により、子供の生活リズムの乱れが懸念されています。「早寝・早起き・朝ごはん」運動など、子供の生活リズム向上に向けた取組を引き続き進める必要があります。

主な取組

- ◆ **親学び支援の充実**
 - ・ 小中学校入学前の子供を持つ保護者に対して、規則正しい生活リズムや、成長や発達段階に応じた親の役割・子供との関わり方などを掲載した親学びに関する冊子を配布するとともに、県内全小中学校における親学び講座「肝心かなめの1年生塾」の開催を支援するほか、企業に出向いて、働く保護者等を対象とした「家庭教育出前講座」を実施するなど家庭の教育力の向上を図ります。
 - ・ 子供を持つ保護者をはじめ、県民の皆さんに家庭教育に対する理解を深めてもらえるよう、県内各地の家庭教育に関する情報を伝えるテレビ番組を提供します。

◆ **非認知能力の育成**

児童生徒のやり抜く力、協調性、自制心、コミュニケーション能力等の学習面における非認知能力、いわゆる「学びの態度」を養うため、小学校低学年の保護者を対象とした啓発パンフレットを配布するなど、発達段階に応じた「学びの態度」の育成に取り組みます。

◆ **家庭教育相談体制の充実**

家庭での教育に悩みを持つ保護者の不安を緩和・解消するため、相談員による電話相談や臨床心理士によるカウンセリングを実施します。また、相談員の養成と研修による専門性の向上など、相談体制の充実を図ります。

◆ **インターネット等にかかる問題への対応【再掲】**

(施策の方針3-3「いじめ・不登校への取組の充実」に記載)

◆ **子供の生活リズム向上への普及・啓発【再掲】**

(施策の方針3-7「学校保健の充実・食育の推進」に記載)

現状と課題

- 地域は、子供たちが様々な年齢層や立場の人々と触れ合い、社会性や公共性を得ることのできる「場」であり、その意味からも地域における教育は重要です。しかし、昨今、地域社会における人と人とのつながりの希薄化を背景に、地域の教育力の低下が懸念されています。
- 本県では、放課後子ども教室や土曜学習等を通して子供たちと地域の人々との交流活動を支援しており、今後も、こうした取組を積極的に進めていく必要があります。
- 地域では、子供たちの健全育成のために公民館や社会教育関係団体などによる体験活動や学習活動が提供されています。地域における教育活動の活性化を図るため、公民館など関係職員の質の向上を図るとともに、社会教育施設のプログラムの充実を図る必要があります。

主な取組

◆ 放課後子ども教室や土曜学習等による地域の人々との交流・学習活動の推進

- ・ 放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、地域の人々の参画を得て、子供たちが学習やスポーツ・文化芸術活動に取り組む放課後子ども教室や土曜学習を支援し、地域の人々との子供たちの交流を深めるとともに、「放課後児童クラブ」とも連携を図り、子供たちが安全・安心に過ごすことができる居場所づくりに努めます。
- ・ 各学校で行われている地域の人材による学校支援活動をもとに、放課後子ども教室や土曜学習等において、地域の人材（社会教育関係団体、企業含む）や社会教育施設の活用促進が一層図られるよう、事例報告会等を通して、市町へ積極的に働きかけていきます。

◆ 社会教育施設を活用した地域活動の推進

- ・ 公民館等が行う地域活動がより充実するように、生涯学習センターが実施する職員研修の内容充実を図るとともに、優れた実践活動について適時広報していくなど、活動支援に努めます。
- ・ 地域における子供の豊かな体験活動の機会を提供するために、県立青少年教育施設が行う体験プログラムの充実を図るとともに、その教育的効果の周知啓発に努めます。

◆ 家庭教育を支援するネットワーク構築の推進【再掲】

（施策の方針6-1「学校・家庭・地域が一体となって取り組む体制づくり」に記載）

《 施策の方針 》

7-1 生涯にわたる学習の推進

- 多様な学習ニーズに応える講座の充実
- 全世代を通じた学びの機会の充実
- 学習成果を活かした社会参加の促進
- 生涯学習関連サービスの充実
- 生涯学習の指導者の養成・確保
- 大学コンソーシアム石川と連携した多彩な学びの機会の提供【再掲】

7-2 社会教育の奨励・振興

- 社会教育関係者の資質向上とネットワークづくり
- 社会教育関係団体等への支援
- 社会教育による地域づくり支援
- 学習成果を活かした社会参加の促進【再掲】

7-3 石川の新たな「知の殿堂」としての県立図書館の整備

- 多様な知に会う場の創出
- 文化活動・交流の場の提供
- 石川らしさの継承・創造・発信
- 県民の知的創造活動の支援

基本目標7 生涯にわたり学び続ける環境づくりを推進します

施策の方針 7-1

生涯にわたる学習の推進

現状と課題

- 社会がめまぐるしく変化する中、県民一人一人が豊かな生涯を送るために必要な知識や技能はこれまで以上に多岐にわたり、その内容も高度化していくものと思われます。若年層から高齢者まで全ての世代の県民が、自分らしい学びを通じて、自らの成長を実感することができるよう、より多様化・高度化する県民の学習ニーズに適切に対応し、生涯学習に取り組む県民を支援していくことが求められています。
- 本県では、県民大学校において、県民の様々な学習ニーズに応えるため、高齢者のみならず幅広い年齢層を対象とした講座を提供しています。

主な取組

◆ 多様な学習ニーズに応える講座の充実

- ・ 県民大学校において、県民の多様な学習ニーズに応えるため、市町、大学、民間教育機関などの様々な機関と連携を図り、教養・文化・生活・健康など多彩な分野における学習機会の提供に努めます。また、現代的な課題など新しいテーマの設定や、実演、ワークショップなどの参加型学習など、講座内容の充実に取り組みます。
- ・ テレビ、ラジオ、インターネット（「あいあいネット」）、「いしかわマナビィめーる」などの多様なメディアを通じて、最新の役に立つ生涯学習に関する情報を広く県民に提供します。

◆ 全世代を通じた学びの機会の充実

親子で参加できる「ファミリー・カレッジ in 本多の森」など、子育て世代を含む若年層を対象とした講座を提供し、幅広い年齢層における学習機会の充実を図ります。

◆ 学習成果を活かした社会参加の促進

県民一人一人が学んだ成果を活かして、地域活動などに主体的に参加できるよう、市町の生涯学習担当者や社会教育関係団体等と連携・協働した、啓発活動を進めるとともに、学習の成果を公民館などの社会教育施設や学校などで活かす機会づくりに取り組みます。

◆ 生涯学習関連サービスの充実

より多くの県民が、学ぶことができるよう、「あいあいネット」（県生涯学習情報提供システム）により、生涯学習センター主催講座等のインターネット動画を配信するなど、学習機会の拡充に取り組みます。

◆ **生涯学習の指導者の養成・確保**

- 生涯学習センター主催の「ファシリテーター養成講座」「あすなろ悠々塾講師養成研修」等により、地域での様々な活動や生涯学習を進める核となる指導者を養成します。
- 生涯学習に関する講師や指導者情報など「あいあいネット」の登録内容を充実し、地域の生涯学習の実践に役立てます。

◆ **大学コンソーシアム石川と連携した多彩な学びの機会の提供【再掲】**

(施策の方針5-1「高等教育機関の「学び」の環境の充実」に記載)

現状と課題

- 社会教育には、県民の多様な学習ニーズに対応した学習機会の提供（人づくり）のみならず、相互学習を通じてつながり意識などが醸成されること（つながりづくり）や県民の学びが地域課題の解決に向けた気づきや行動を生み出す契機（地域づくり）となることが期待されています。
- 社会教育の専門的教育職員である社会教育主事には、そうした地域課題の解決に向けた講座（プログラム）の企画・立案を行う役割が求められています。また、学校や社会教育関係者、地域人材等が連携を進める上で、コーディネーターとしての役割も担っており、こうしたネットワークを活用した社会教育行政の推進を図る上でも、社会教育主事の資質向上が必要です。
- 社会教育関係団体が持っている情報・知識やノウハウを十分に生かすためには、社会教育関係団体が互いに連携・協働することが不可欠であり、ネットワークを広げることで相互の活動の活性化に結びつくことが期待されています。

主な取組

◆ 社会教育関係者の資質向上とネットワークづくり

- ・ 大学や国との連携により、公民館職員及び市町の社会教育主事等を対象とした、講座や研修会等を開催し、最新の生涯学習・社会教育を巡る動向や取組事例を市町に提供するなど、社会教育関係者の資質向上を図ります。
- ・ 市町に、社会教育の専門的教育職員の重要性や必要性について周知啓発し、市町職員及び公民館職員の社会教育士取得の促進を図ります。
- ・ 各市町の社会教育主事や公民館職員、社会教育関係団体等、社会教育に関わる多様な主体が情報交換・情報共有できる場の提供を行い、ネットワークづくりに取り組みます。

◆ 社会教育関係団体等への支援

青少年団体や女性団体をはじめとした社会教育関係団体等に対し、組織の拡充及び活動の活性化のために必要な支援を行います。

◆ 社会教育による地域づくり支援

公民館などで開催される地域づくりに向けた学びを充実させることを通して、地域の活性化につながるよう、公民館や社会教育関係者に対し、地域づくりに関する先進的な事例を情報提供するなど支援に努めます。

◆ 学習成果を活かした社会参加の促進【再掲】

（施策の方針7-1「生涯にわたる学習の推進」に記載）

現状と課題

- 現在の県立図書館は、昭和41年（1966年）に建設されたもので、耐震基準を満たしていないうえ老朽化・狭隘化が進んでおり、図書館としての機能が大きく制約されていることから、移転・建替し、本県の中核図書館としての機能や施設の充実を図ることにしました。
- 平成29年3月に策定した新石川県立図書館基本構想に掲げた基本コンセプト「県民の多様な文化活動・文化交流の場として、県民に開かれた「文化立県・石川」の新たな知の殿堂」を具現化するため、図書の貸出や閲覧などの機能に加え、公文書館機能・文化交流機能を一体的に備えるなど、県民の文化的な活動・交流の舞台となるよう、新県立図書館の整備を進めております。

主な取組

◆ 多様な知に出会う場の創出

- ・ 県民の多様なニーズに応えるため、図書・雑誌・資料やデータベース、デジタル化した資料などを幅広く収集・提供し、継続的に資料の充実を図ります。
- ・ 誰もがその日の気分や目的にあった席を見つけられるよう、館内にはくつろぎながら読書ができるソファ席や外の風景を眺めることができる窓際の個人席などのバリエーション豊かな閲覧席を多数設え、多様な読書空間を提供します。また、適度な会話が可能な閲覧席、静寂な部屋やグループ活動室を設けるなど、様々なスタイルでの環境を提供します。児童エリアでは、図書の充実に加え、子供やその保護者も快適に過ごせるような施設とします。
- ・ 開架30万冊の図書のうち約7万冊については、これまでの分類を見直し、県民の興味を引く「12のテーマ」毎に関連する図書・資料をまとめて書架に並べます。また、多くの方々に気軽に手に取ってもらえるように、図書の置き方・見せ方に工夫を施します。

◆ 文化活動・交流の場の提供

- ・ 館内には、屋内広場や階段広場、研修室など、様々なイベントスペースを設え、県民の文化活動の発表の場とする活動を支援します。更に、図書館や県内文化施設等の各種情報を、デジタルサイネージ等を活用して発信するほか、連携企画展示や講演会、ワークショップを開催し、様々な企画を継続的に実施することで、いつも何かをやっている図書館としての賑わいを創出します。
- ・ また、インターネットやソーシャルメディアなどを活用した情報発信や、蔵書検索システムを利用し他の図書館で資料を受け取ることができる遠隔地サービス等も引き続き行っており、多くの方々の「知と情報のひろば」としての役割を担っていきます。

◆ 石川らしさの継承・創造・発信

- 「石川県立」の図書館としての個性・特徴を形成するものとして、県内外の伝統文化及び里山里海の生物文化多様性に関する様々な図書・資料を収集した石川コレクション（仮称）を構築していきます。
- 石川コレクション（仮称）を周知し、県民に限定することなく、様々な用途での利用・創造を後押しするため、価値や稀少性の高い資料はデジタル化し、著作権処理がなされたものからインターネットによる公開を進めます。また活用事例の提案や関連したイベント等を実施していきます。

◆ 県民の知的創造活動の支援

読書と体験を一体的に提供するため、図書館内に「ものづくり」「食文化」に関する体験ができる機能・空間を設けます。専門機関等と連携し、情報機器活用の講座など、利用するためのサポートを行うとともに、図書館の資料を使った工作イベントや食に関する料理講習会などを行い、県民の知的創造活動を支援します。

基本目標8 ライフステージに応じたスポーツ活動を充実します

《 施策の方針 》

8-1 生涯にわたるスポーツ活動の振興

- ・ 若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ・ 女性や障害者のスポーツ活動の振興
- ・ 地域のスポーツクラブの育成と活動支援
- ・ 地域のスポーツ指導者の養成
- ・ スポーツ施設の整備・充実
- ・ スポーツに関する情報の提供

8-2 競技スポーツの振興

- ・ ジュニア選手の育成と強化
- ・ より高いレベルのアスリートの育成と強化
- ・ スポーツ指導者の養成と資質向上
- ・ 競技大会の誘致・開催
- ・ 障害者アスリートの競技力向上

8-3 スポーツを通じた地域活性化

- ・ スポーツを通じた交流人口の拡大
- ・ トップスポーツチームとの連携
- ・ 事前合宿誘致の推進
- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシーの活用
- ・ オリンピック・パラリンピック教育の推進

基本目標8 ライフステージに応じたスポーツ活動を充実します

施策の方針 8-1

生涯にわたるスポーツ活動の振興

現状と課題

- 国では、第2期スポーツ基本計画において、「ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備」を行い、その結果として成人の週1回以上のスポーツ実施率が65%程度となることを目指すという数値目標を掲げています。
本県の成人の週1回以上のスポーツ実施率は49.7%と、スポーツ庁による「令和元年度スポーツの実施状況等に関する世論調査」による全国の数値と比較して、4ポイント程度低い実施率にとどまっています。この実施率は、高齢者よりも20～50代の働く世代、また男性よりも女性の方が低くなっています。
- 本県では、県民の生涯にわたるスポーツ活動の振興を図るため、県民の誰もがそれぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、「いつでも」、「どこでも」、「いつまでも」スポーツに親しむことができる環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブの育成支援や、「いしかわスポーツ・レクリエーション交流大会」の開催などに取り組んできました。
- 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催や、健康志向の高まりなどから、県民のスポーツへの関心が高まっており、この好機を捉えて県民参加のスポーツイベントの充実を図ることなどにより、高まったスポーツへの関心を維持拡大し、スポーツを「する」人に加え、「みる」「ささえる」人を含めた「スポーツ参画人口」の拡大に取り組んでいくことが必要です。
- 生涯にわたる女性の健康を確保するためには、運動習慣の有無が密接に関連することから、生涯を通じた健康づくりのための身体活動を推進するとともに、男性に比べ女性の運動習慣者の割合が低いことなどの課題に鑑み、女性のスポーツ参加を促進するための環境整備を行う必要があります。
また、女性競技者や指導者等が女性アスリートの三主徴（利用可能エネルギー不足、運動性無月経、骨粗しょう症）をはじめとする女性特有の課題に悩むことなく、健康で活躍できる環境の整備を進める必要があります。
- 障害のある人が、日頃からスポーツやレクリエーション活動に参加することは、健康の増進や生きがいづくりの観点からも大切なことであり、年齢や障害の有無にかかわらず、多様なニーズに応じたスポーツの振興が求められるとともに、スポーツを通じた共生社会の実現に取り組むことが期待されています。
- 総合型地域スポーツクラブを県内の全19市町に少なくとも1つ設置することを目標として取り組んできたものの、令和2年10月1日現在、12市町35クラブが設立されたにとどまっています。全国的に見ても創設されるクラブ数は減少しており、国の第2期スポーツ基本計画においても、住民が種目を超えてスポーツを「する」「ささえる」仕組みとして、総合型クラブが持続的に地域スポー

ツの担い手としての役割を果たすため、クラブ数の量的拡大から質的な充実、より重点を移すこととしています。

本県においても、今後も継続してクラブマネージャーの養成・資質向上などに取り組んでいくとともに、令和4年度の公益財団法人日本スポーツ協会による総合型地域スポーツクラブの登録認証制度の開始に向けて、県体育協会や県クラブ連絡協議会等の関係団体との役割分担及び連携体制等を整理し、効率的・効果的な支援体制を構築する必要があります。

- 平成20年に開設した「いしかわ総合スポーツセンター」など、県内各地のスポーツ施設は、県民の多様なスポーツ活動の基盤として重要な役割を担っています。しかし、その多くは、建築から相当年数が経過しており、老朽化対策やユニバーサルデザインへの配慮、ICTの活用など、利用者の視点に立った設備の整備や機能の充実が求められています。
- 施設の整備や活用と同様、様々なスポーツ情報を県民に提供することは、スポーツ振興を図る上で重要です。本県では平成26年に、県スポーツ情報ネットワーク「スポナビいしかわ」をリニューアルし、広報紙の配布とともにスポーツ情報の提供に努めているところであり、今後も、関係団体と協力し、情報の質・量を充実させると同時に、多くの人々に「スポナビいしかわ」の活用の周知を図る必要があります。

主な取組

◆ 若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進

- ・ 広く県民がスポーツやレクリエーション活動を楽しむ「いしかわスポーツ・レクリエーション交流大会」の開催を通して、子供から高齢者までの幅広い年齢層が参加できるスポーツ大会や教室の充実を図ります。
- ・ 年代別にみて運動実施率の低い20～50代の働く世代において、スポーツ習慣作りを促進するために「いしかわスポーツマイレージ」を各種イベントの機会を捉えてPRするなど、取組の普及に努めます。
- ・ 高齢者が地域や世代を超えて交流を深めることができるスポーツ・文化の交流大会「ゆーりんピック」の開催や全国健康福祉祭「ねんりんピック」への選手派遣を行い、高齢者の積極的な健康づくりと生きがいづくりの高揚を図ります。
- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催等を契機に、県民のスポーツに対する関心を高めるために制定された「いしかわ県民スポーツの日（毎年4月の第4日曜日）」を、一年を通じてスポーツに親しむキックオフの日と位置づけ、県民参加型の各種イベントを通して、県民のスポーツ活動の促進に努めます。

◆ 女性や障害者のスポーツ活動の振興

- 女性が親しみやすいスポーツや、女性競技者の三主徴、妊娠・出産等のライフイベントなど女性競技者の選手生命に大きな影響を及ぼす課題についての啓発を図ります。
- 県障害者スポーツ大会の開催や全国障害者スポーツ大会への選手派遣をはじめ、障害のある人でも手軽に楽しめるスポーツ教室の開催や、指導員の養成などの取組を通じて、障害者スポーツの普及を図ります。また、障害のある人とない人が共にスポーツを行う機会を確保することにより、共生社会の実現を図ります。

◆ 地域のスポーツクラブの育成と活動支援

- 令和4年度から公益財団法人日本スポーツ協会が、総合型地域スポーツクラブの登録認証制度を開始することを踏まえ、県は、県体協や県クラブ連絡協議会等と連携し、総合型地域スポーツクラブの育成や活動を支援します。
- 総合型地域スポーツクラブの質的な充実を促進するため、クラブマネージャーの養成やスキルアップを目的とした講習会の実施を通じて、PDCAサイクルにより運営の改善等を図るクラブを増加させるほか（国：平成27年度：37.9% ⇒ 令和3年度目標：70.0%）、クラブと市町の担当者による協議会を開催するなど、クラブの運営に対する支援を行い、休日の部活動の地域移行も見据えつつ、総合型地域スポーツクラブが地域スポーツの担い手としての役割を果たせるように努めます。

◆ 地域のスポーツ指導者の養成

- 地域でスポーツ指導を行う指導者を養成するための講習会を開催するとともに、公益財団法人日本スポーツ協会公認マネジメント資格の取得を更に推奨します。
- スポーツ指導者の情報を集約・登録し、県民のスポーツ指導に関する派遣要請に応えるスポーツリーダーバンクの充実と活用を図ります。

◆ スポーツ施設の整備・充実

県有のスポーツ施設については、長寿命化対策などによる機能の維持と向上を進めるとともに、多種多様化するスポーツに対し、年齢や性別、障害の有無にかかわらず、全ての人々が気軽に、安全かつ快適にスポーツに参画できるよう機能の充実に努めます。

◆ スポーツに関する情報の提供

県スポーツ情報ネットワーク「スポナビいしかわ」の動画配信やスマートフォン対応機能を活用して、各種スポーツ大会や研修会、講習会をはじめ、施設の状況、競技団体やスポーツ指導者に関する事項など、本県のスポーツに係る幅広い情報について、わかりやく提供していきます。

現状と課題

- 本県では「競技スポーツを推進し、本県競技力の向上を図るとともに、県民のスポーツの普及振興に寄与する」という競技力向上基本方針のもと、選手強化や指導者養成など様々な取組を実施し、これまでにオリンピックをはじめとした国際大会や各種の全国大会で活躍する選手を数多く輩出してきました。
- 本県の選手やチームが世界や全国で活躍することは、県民に明るい話題を提供し、夢や感動や勇気を与えてくれるとともに、本県のスポーツ振興にも大きな力となることから、国際大会や国民体育大会等において優秀な成績を収めていくことが期待されています。
- このため、県体育協会、各競技団体をはじめとする関係機関・団体と連携し、ジュニア選手の発掘・育成・強化やスポーツ医・科学の活用を推進するとともに、高い指導力のある指導者の養成と確保など、競技力向上に向けた戦略的な強化策を講じていく必要があります。
- 障害者スポーツの国際大会や全国大会により多くの本県関係選手が出場できるよう、県障害者スポーツ協会と連携し、選手の競技力向上に取り組む必要があります。

主な取組

◆ ジュニア選手の育成と強化

競技団体と学校運動部、ジュニアスポーツクラブ等の相互の連携を推進し、優れた才能をもつジュニア選手に対して、県内外合宿や体力測定会、小中合同練習会等を実施し、将来、国際大会や全国大会で活躍できるジュニア選手の育成・強化に努めます。

◆ より高いレベルのアスリートの育成と強化

国体強化選手等に対して、県内外合宿や海外遠征などの強化事業を計画的に実施します。また、全身持久力や最大筋力などの専門測定結果をもとに選手個々のトレーニング処方を作成し、より効果的なトレーニングの実践など、スポーツ医・科学を活用した選手強化を推進します。

◆ スポーツ指導者の養成と資質向上

高度な専門知識や高い指導力を持つ指導者を養成・確保するため、日本トップレベルのコーチ招へいなどによる研修会や、若手指導者の先進地への派遣などを実施します。また、指導者研修会や競技団体との個別会議を実施し、コンプライアンス 違反や暴力、ドーピング等がないクリーンでフェアなスポーツを推進します。

◆ **競技大会の誘致・開催**

世界や日本のトップアスリートの競技を観戦することは、人々に夢や感動を与えるとともにスポーツを始めるきっかけをつくり、本県スポーツの底辺拡大や競技力向上につながることから、国際大会や全国大会などの誘致に努めます。

◆ **障害者アスリートの競技力向上**

より高いレベルの競技者をめざす障害のあるスポーツ選手に対して、県障害者スポーツ協会と連携して、国際大会や全国大会の出場及び中央競技団体が実施する強化合宿への参加に対する支援を行い、競技力の向上を図ります。

現状と課題

- 近年、スポーツの参加や観戦を目的として地域を訪れたり、野外活動等を含め地域資源とスポーツを掛け合わせて観光を楽しんだりする「スポーツツーリズム」の人気の高まっていることから、スポーツを通じた交流人口の拡大に取り組んでいくことが必要です。
- 県内を拠点に活躍するトップスポーツチーム(ツエーゲン金沢、石川ミリオンスターズ、金沢武士団、北國銀行ハンドボール部Honey Bee、PFUブルーキャッツ、金沢学院クラブ、ヴィンセードール白山)の活躍は、県民に感動や勇気を与えてくれます。県は、この7つの地域に密着した国内トップレベルのスポーツチームと包括連携協定を結び、本県スポーツの振興やスポーツを通じた地域活性化に協同して取り組んでいます。
- 本県において、東京2020オリンピック・パラリンピックに参加する各国・地域の事前合宿が行われれば、県民のスポーツへの関心がこれまで以上に高まり、本県のスポーツ振興が一層図られるものと期待されます。このため、市町や競技団体と連携した事前合宿誘致に向けた取組が求められています。
- 東京2020オリンピック・パラリンピックを機会に創出されたレガシーを継続的に活用し、地域活性化につなげる取組が求められています。
- 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向けた気運の醸成を図るため、オリンピック・パラリンピックに関する知識やスポーツの価値を学ぶ教育の推進が求められています。

主な取組

◆ スポーツを通じた交流人口の拡大

- ・ 本県では、豊かな自然、美しい里山里海の景観等を活かしたサイクリング環境の整備に平成28年度から取り組んでおり、これまでに加賀から能登までの観光地や海岸線を巡る、全7ルート、総延長約900kmを「いしかわ里山里海サイクリングルート」として認定したところであり、その活用を図っていきます。
- ・ 県内各地で開催される、マラソンをはじめとしたスポーツ大会・イベントは、県民が「する」「みる」「ささえる」という様々な形でスポーツに取り組む契機となることに加え、県外からの参加者が、県内の観光地を訪れたり、食事や買い物を楽しんだりすることで地域の活性化に繋がっていることから、情報発信をはじめとした支援を行います。

◆ **トップスポーツチームとの連携**

- トップスポーツチームの選手と子供たちや地域との交流を図るため、小中学校におけるスポーツ教室・職業講話や、交流イベントを実施します。
- トップスポーツチームの観客数やクラブ会員が増加して支援の輪が広がるように、県は各種広報媒体を通じたチーム活動の広報などにより、応援気運の醸成を図ります。

◆ **事前合宿誘致の推進**

大会組織委員会など関係機関を通じた情報収集はもとより、本県独自の誘致リーフレットやパンフレットのほか、インターネットを活用した広報活動など、市町や競技団体と連携し、誘致活動を支援します。

◆ **東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシーの活用**

ニュージーランド等とのスポーツ交流や競技大会の参加など、事前合宿誘致により創出された東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシーの継続的な活用を図ります。

◆ **オリンピック・パラリンピック教育の推進**

オリンピック・パラリンピック選手を招いた講演会や、競技体験などを通して、児童生徒のオリンピック・パラリンピックに対する理解と関心を高めます。

第5章 計画の実現に向けて

1 計画の周知・広報

(1) 県民に対する広報

本計画の着実な実施に向け、本計画に掲げためざす教育の姿や施策の方針等が、教育関係者や保護者をはじめ広く県民に共感・共有されるよう、広報誌、Webページなど多様な広報媒体を活用しながら、分かりやすい情報発信・広報活動等に努め、計画の周知を図ります。

また、本計画の進捗状況に関する情報について、Webページに掲載するなど積極的に公開し、取組の現状や成果についての広報に努めます。

(2) 教職員に対する周知徹底

教育施策において学校教育は大きなウエイトを占めています。本計画の実効性を確保するため、教職員一人一人が本計画に対する理解を深め、常に本計画を意識しながら教育を実践することができるよう、様々な機会を捉えて周知徹底を図ります。

2 地域社会全体の連携・協働

(1) 学校での着実な実践

本計画の実効性を高めるためには、個々の教職員の本計画に対する十分な理解のもと、学校が組織的に取り組んでいくことが重要です。

このため、教職員がそれぞれの職の専門性を発揮しての分業や、外部人材の積極的な活用などを通じて、学校の組織的な教育力を高めることにより、学校現場における教育施策の着実な推進を図ります。

(2) 家庭や地域、企業や大学等との連携・協働

本計画の実現には、行政や学校・教育機関だけでなく、子供の教育について第一義的責任を有する家庭をはじめ、社会経験を積み重ね、社会性や公共性を得ることのできる場となる地域、更には専門的な知識や最新の技術を有する企業や大学等との連携・協働が不可欠です。

このため、様々な機会を捉えて、本県の教育に対する県民の意見や要望などを十分に把握すると同時に、家庭や地域、企業や大学の力を結集し、県民が一体となった教育力向上の取組を推し進めます。

(3) 市町・市町教育委員会との連携

教育施策を迅速かつ着実に実施するためには、県と市町及び市町教育委員会との連携が不可欠です。緊密な情報提供・情報交換、県と市町の協働の取組を通じて、本県教育のより一層の充実に努めます。また、市町及び市町教育委員会が、その地域の特性を生かし、創意・工夫して本計画の実現のために実施する取組に対し、必要な支援を行うほか、それら取組の成果を積極的に広報し、県全体に波及させるよう努めます。

3 計画の進行管理

(1) 計画の点検・評価

本計画に基づく施策を迅速かつ的確に推し進めるためには、施策の方針に掲げた様々な取組の実施状況を常に把握し、点検・評価していくことが重要です。

このため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を活用し、毎年度、定期的な点検・評価を行い、PDCAサイクルによる進行管理を行います。

(2) 計画の見直し

本計画は令和3年度から令和7年度の5年間に取り組むべき施策の方針を示すものであることから、策定から5年後を目途に、計画全体にわたる進行状況や成果について総合的な点検・評価を実施し、計画の見直しを行います。

また、社会の成熟化による価値観の多様化に伴う教育に対するニーズの変化に対応するため、特段の事由がある場合は、計画期間中においても、必要に応じた見直しを行います。